

栗山町一般廃棄物処理基本計画
(ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画)

平成30年度

栗 山 町

第1編

ごみ処理基本計画

平成30年度

栗山町

ごみ処理基本計画 目次

第1章 計画策定の主旨	1
1-1 はじめに	1
1-2 本計画の位置付け	2
1-3 計画策定期間	3
1-4 広域処理の経緯と現状	4
第2章 地域の概況	5
2-1 自然環境	5
2-2 社会環境	7
2-3 栗山町の総合計画	13
第3章 ごみ処理の現状	15
3-1 ごみ処理の流れ	15
3-2 収集・運搬	17
3-3 ごみ排出実績	20
3-4 中間処理	25
3-5 最終処分	31
3-6 ごみの減量施策	32
3-7 ごみの不法投棄	33
3-8 ごみ処理システムの評価	34
3-9 ごみ処理における課題整理	39
第4章 ごみ処理における動向	41
4-1 廃棄物・リサイクルに関する法律	41
4-2 国の方針・目標	45
4-3 北海道の方針・目標	52
第5章 ごみ処理の基本方針	54
5-1 ごみ処理の基本方針	54
5-2 各処理段階における目標	54
5-3 数値目標の設定	55
第6章 ごみ排出量の推計	56
6-1 ごみ排出量の推計の手法	56

6-2 ごみ排出量の推計	57
第7章 ごみ処理基本計画	59
7-1 ごみの排出抑制・減量化計画.....	59
7-2 収集運搬計画	62
7-3 中間処理計画	66
7-4 最終処分計画	67
7-5 その他の計画	68

第1章 計画策定の主旨

1-1 はじめに

栗山町（以下「本町」という。）は、2006(平成18)年6月に「栗山町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」を策定し、4R（Refuse（ごみを作らない・断る）・Reduce（ごみを減らす・不要なものは買わない）・Reuse（再使用する）・Recycle（再生利用する））に即し、更なるごみの減量化と徹底した資源化に取り組んで、さらに計画策定後の2011(平成23)年3月に炭化処理施設が竣工し、これまで埋立処分されてきた可燃物を「炭にできるごみ」として新たに分別し、熱分解処理によって炭化物に再生利用することで、埋立処分量の減量化を図り、最終処分場の延命化に努めてきました。

しかしながら、2014(平成26)年5月～7月にかけて発生した炭化炉の故障により施設の稼働を停止し、施設維持管理費の増大、安全性確保の観点から、炭化処理施設の廃止を決定しました。これまで、「炭にできるごみ」として収集・処理していたごみのうち、リサイクル可能なものを除くと、焼却できるごみについては町外での焼却処理とし、できないものについては最終処分場で埋立処分する形をとるなど、ごみ処理方針を大きく変更せざるを得なくなりました。この方針転換により、2015(平成27)年10月には道央廃棄物処理組合に加入し、今後は、周辺市町と連携した広域でのごみ焼却を目指すこととしていますが、町全体のごみの排出量の抑制（減量化）や分別による資源物の再利用の取り組みなどを強化・継続し、さらに最終処分場の延命を図らなければなりません。

一方、道は循環型社会の形成を加速させる新たな制度的枠組みとして2008（平成20）年10月に制定した「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、2010（平成22）年4月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定、2015（平成27）年3月に当該計画を改定しました。

また、国は、2000(平成12)年の「循環型社会形成推進基本法」の制定後、各種リサイクル関連法の整備・改正を行い、2018(平成30)年6月に「第四次循環型社会推進基本計画」を策定し、第三次循環基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げているところです。

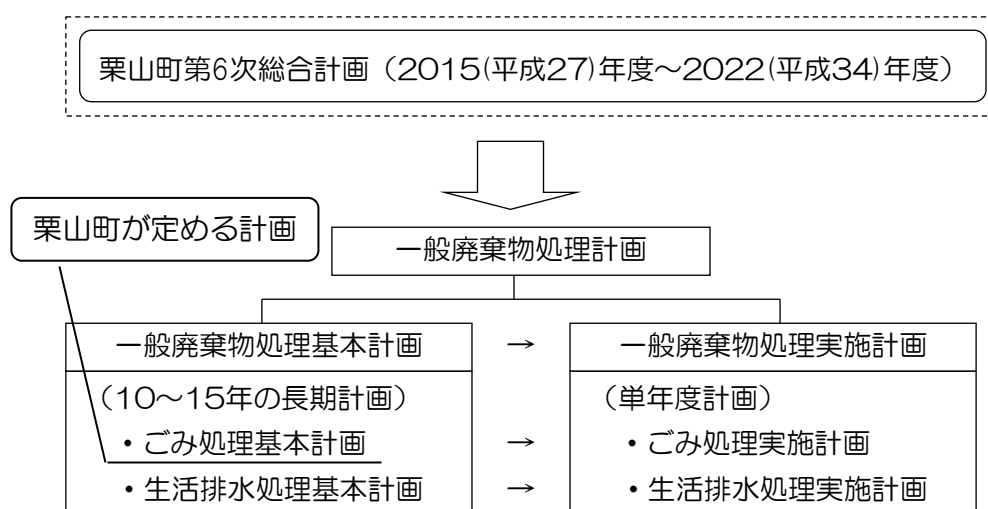
本計画は、前計画の中間目標年次にあたる本年度において、国や道の動向を踏まえつつ、新たな視点で本町のごみ処理を見直し、ごみ処理関連法令の主旨に則り、「循環型社会」の構築を大きな目標として捉え、自主的かつ積極的に取り組んでいくため、今後のごみ処理の展望・方針等を明らかにするものです。

1-2 本計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」の第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置付けられている「一般廃棄物処理計画」のうち、「ごみ処理基本計画」について定めるものです。

本計画は、10～15年の長期的視点に立った本町のごみ処理基本方針を定めます。

また、廃棄物処理法では、一般廃棄物処理基本計画は市町村の基本構想に基づく計画の一つとして位置付けられており、本計画は本町の今後の発展方向と展開すべき施策を明らかにし、計画的なまちづくりを進めるために策定された総合計画を踏まえて策定します。



基本方針		ごみ処理の基本方針
目標年次		計画策定時より10～15年程度
一般廃棄物の排出状況		一般廃棄物の排出量を推計する
一般廃棄物の処理主体		目標年次における一般廃棄物の種類別・処理の区分別に明らかにする
処理計画	ごみ処理 基本計画	①排出抑制・再資源化計画 ②収集・運搬計画 ③中間処理計画 ④最終処分計画 ⑤その他

図 1-2-1 本計画の位置付け

1-3 計画策定期間

本計画は、策定年次を2018(平成30)年度、計画期間を2019(平成31)年度から2028(平成40)年度までの10年間とします。また、計画の見直し等を行うため、2023(平成35)年度を中間目標年次として設定します。

(参 考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

環整第233号 平成4年8月13日

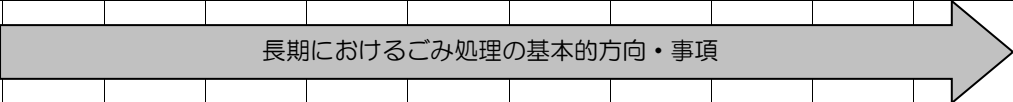
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

第1 一般廃棄物に関する事項

1 一般廃棄物処理計画

(1) 市町村は、一般廃棄物処理計画において、ごみ及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定すること。

なお、基本計画は、目標年次をおおむね10年から15年先に置いて、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。

年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
年度	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (平成32)	2021 (平成33)	2022 (平成34)	2023 (平成35)	2024 (平成36)	2025 (平成37)	2026 (平成38)	2027 (平成39)	2028 (平成40)
本計画	計画策定年次										
						中間目標年次					計画目標年次

1-4 広域処理の経緯と現状

1997(平成9)年1月、国は「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(旧ガイドライン)」を策定、さらに同年6月「廃棄物処理法」の改正、同年12月の「ごみ処理の広域化計画(北海道)」の策定、1999(平成11)年7月の「ダイオキシン類対策特別措置法」の公布に伴い焼却施設の構造基準・維持管理基準が強化され、複数自治体の連携による広域処理の実施が求められる状況となりました。

一方、北海道は、1997(平成9)年12月「ごみ処理の広域化計画」を策定し、道内212市町村を32のブロックとする広域処理の基本的な考え方を示しました。

本町は、千歳市・北広島市・栗山町・南空知公衆衛生組合(由仁町・長沼町・南幌町)の2市1町1事務組合で構成される道央地域ごみ処理広域化推進協議会に参画していました。

道央地域ごみ処理広域化推進協議会では、広域焼却処理の2024(平成36)年供用開始を目標として、2014(平成26)年度に道央廃棄物処理組合を設立しましたが、本町では、可燃ごみは、最終処分場の延命化対策のため、2011(平成23)年度より「炭にできるごみ」として炭化处理して有効利用を図ることとしていたため、当初は同組合への加入を見送ってきました。

しかし、炭化炉の故障による安全性確保や維持管理費用の問題、さらにごみ分別の困難性の解消を検討した結果、炭化处理施設の廃止を決定し、これに伴う本町のごみ処理方針の転換により、2015(平成27)年10月、同組合に加入する運びとなりました。

今後は、焼却対象ごみの広域処理を展開する上で必要となる統一すべき条件(ごみ分別方法)等についての検討が必要となっている状況です。

第2章 地域の概況

2-1 自然環境

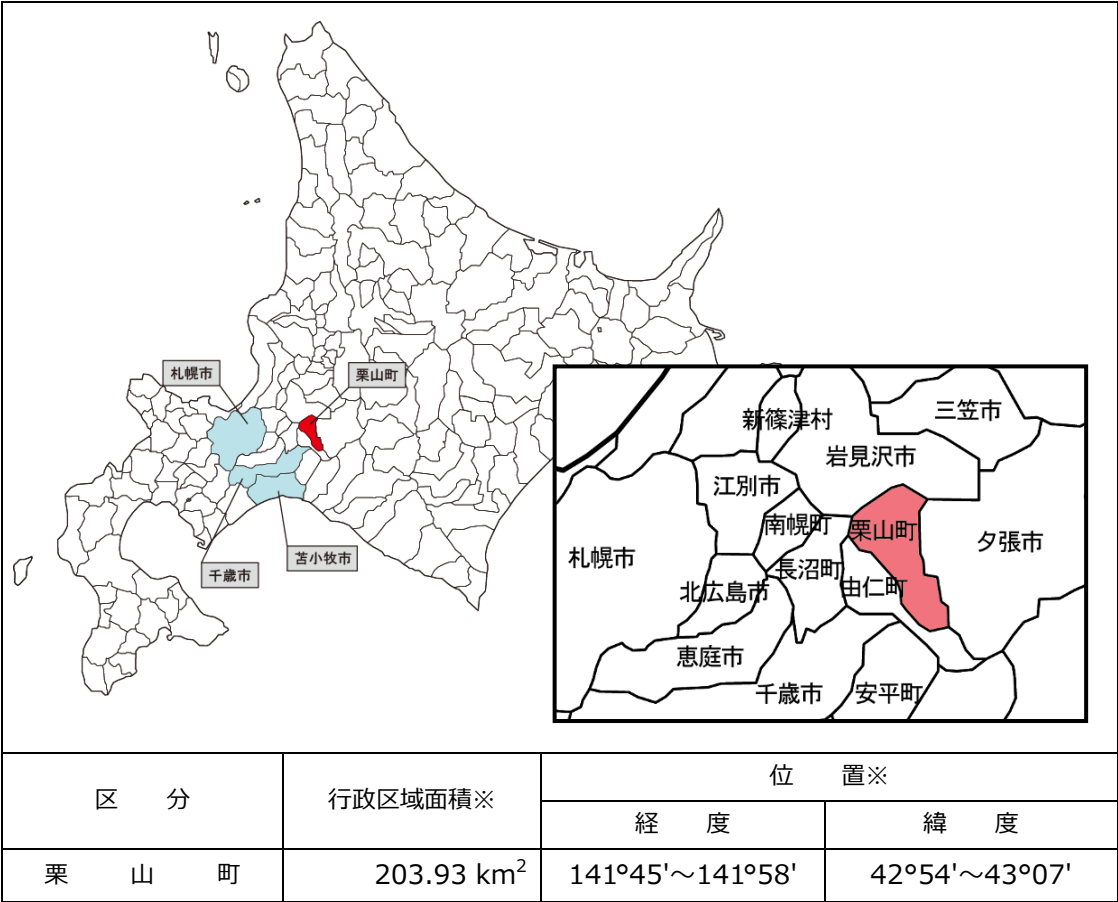
1 位置と面積

本町は、道都札幌市、空港千歳市、港湾苫小牧市に1時間の道央圏に位置し、交通の利便性に恵まれています。また、総面積は約204km²となっています。

2 地勢

北部はやや幅広く、西部より東部に斜めに長く延び、西部に傾斜しており、南部にある509mの雨霧山は本町の最高峰です。北部は443mが高峰で美流渡との分水嶺をなしています。

地質は、第3紀層が東部、南部、北部を占め、西部は、沖積平野です。川は東部から西部へ流れ、夕張川にそそいでいます。夕張川は、夕張山地の水を集め、角田盆地の南東角より北西部に、斜めに流れて石狩平野に出て、本流石狩川にそそいでいます。



※ 国土交通省より

図 2-1-1 栗山町の位置図

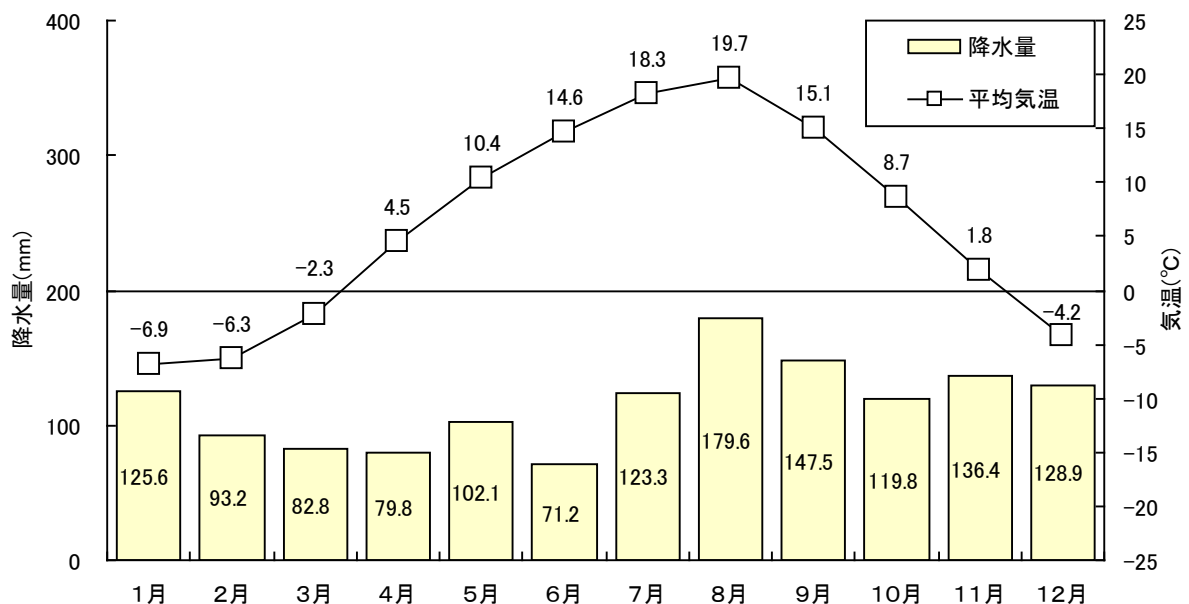
3 気象

過去30年間(1981(昭和56)年～2010(平成22)年)の気象データ平年値を表 2-1-1に、降水量及び気温の月ごとの推移を示したグラフを図 2-1-2に示します。本町区域は主に内陸性気候です。降水量は年間1,400mm前後であり、7月～9月にかけて多い傾向にあります。気温は8月で最も高く、1月で最も低くなります。

表 2-1-1 気象データ (1981(昭和56)年～2010(平成22)年平年値)

区 分	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	125.6	-6.9	-2.9	-11.5	2.5	89.2
2月	93.2	-6.3	-2	-11.2	2.5	104.4
3月	82.8	-2.3	2	-6.9	2.6	137
4月	79.8	4.5	9.8	-0.4	2.6	158.9
5月	102.1	10.4	16.6	5	2.4	182.6
6月	71.2	14.6	20.4	10	1.8	157.2
7月	123.3	18.3	23.3	14.6	1.6	120.4
8月	179.6	19.7	24.6	16	1.7	131
9月	147.5	15.1	20.4	10.7	2.1	141.5
10月	119.8	8.7	14	3.9	2.4	133
11月	136.4	1.8	6	-2.2	2.5	82.5
12月	128.9	-4.2	-0.5	-8.2	2.5	69.8
年	1,392.3	6.1	11	1.7	2.3	1,507.3

※夕張観測所(アメダス)より



※気象庁 過去のデータ、夕張観測所(アメダス)より

図 2-1-2 月ごとの降水量、気温の推移 (1981(昭和56)年～2010(平成22)年平年値)

2-2 社会環境

1 人口及び世帯数

2009（平成21）年度から2018（平成30）年度までの過去10年間の人口及び世帯数の推移を表 2-2-1及び図 2-2-1に示します。

本町の人口は減少傾向にあり、過去10年間では1,773人（約13%）減少しています。世帯数は増減を繰り返して推移していましたが、2012（平成24）年度以降は緩やかな減少傾向となり、過去10年間では約2%減少しています。また、1世帯当たり人口についても同様に減少傾向にあり、過去10年間で約11%減少しています。

表 2-2-1 栗山町の人口・世帯数の増減

年 度		行政区域内人口			世 帯 数			1世帯当たり人口		
		人	前年度からの増減		世帯	前年度からの増減		人口/世帯	前年度からの増減	
2009	（平成21）	13,706	-	-	6,104	-	-	2.25	-	-
2010	（平成22）	13,517	-189	-1.4%	6,075	-29	-0.5%	2.23	-0.02	-0.9%
2011	（平成23）	13,326	-191	-1.4%	6,064	-11	-0.2%	2.20	-0.03	-1.3%
2012	（平成24）	13,146	-180	-1.4%	6,076	12	0.2%	2.16	-0.04	-1.8%
2013	（平成25）	12,980	-166	-1.3%	6,052	-24	-0.4%	2.14	-0.02	-0.9%
2014	（平成26）	12,749	-231	-1.8%	6,020	-32	-0.5%	2.12	-0.02	-0.9%
2015	（平成27）	12,502	-247	-1.9%	5,973	-47	-0.8%	2.09	-0.03	-1.4%
2016	（平成28）	12,351	-151	-1.2%	5,960	-13	-0.2%	2.07	-0.02	-1.0%
2017	（平成29）	12,098	-253	-2.0%	5,933	-27	-0.5%	2.04	-0.03	-1.4%
2018	（平成30）	11,864	-234	-1.9%	5,894	-39	-0.7%	2.01	-0.03	-1.5%

※数値は行政区域人口9月末値

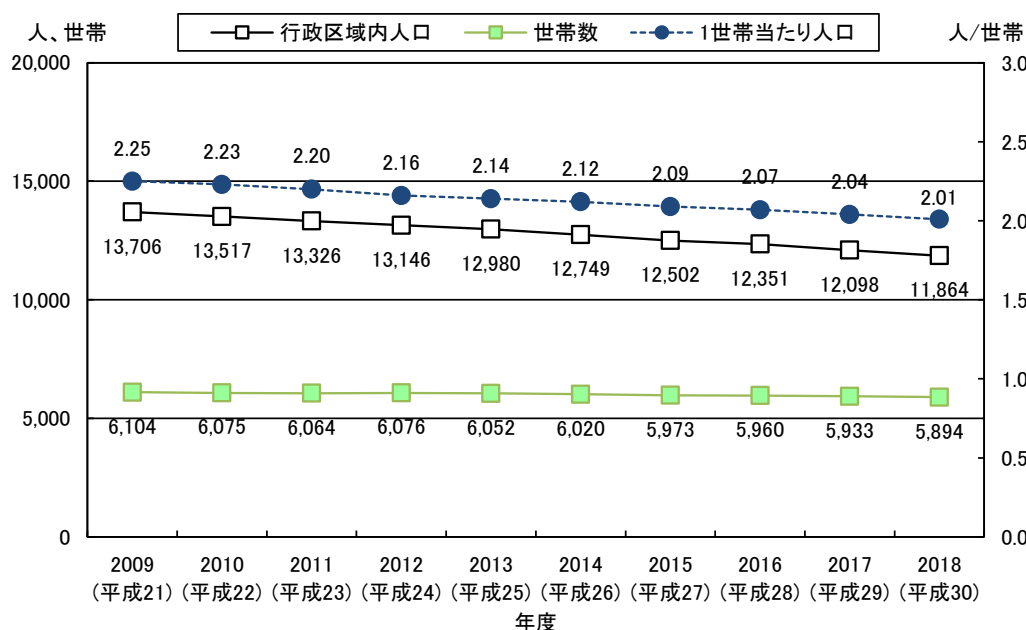


図 2-2-1 過去10年間の人口及び世帯数推移

ごみ処理基本計画

次に、2015（平成27）年の年齢階級別人口の内訳を表 2-2-2 に示します。5歳階級別で見ると、65～69歳代をピークに、60歳から79歳までの範囲で人口が特に多くなっています。

また、過去10年間の3区分別人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）の割合を図 2-2-2 に示します。過去10年間で年少人口は約1.5%、生産年齢人口は約6.7%それぞれ減少しているのに対し、老年人口は約8.3%増加しており、少子高齢化が加速している状況です。

表 2-2-2 栗山町の年齢階級別人口

（単位：人）

年齢	人数	年齢	人数
0～4歳	393	55～59歳	768
5～9歳	393	60～64歳	987
10～14歳	491	65～69歳	1,162
15～19歳	508	70～74歳	964
20～24歳	378	75～79歳	906
25～29歳	423	80～84歳	751
30～34歳	500	85～89歳	490
35～39歳	651	90～94歳	249
40～44歳	796	95～99歳	54
45～49歳	716	100歳以上	18
50～54歳	746	不詳	0
		計	12,344

※2015年(平成27年)国勢調査より

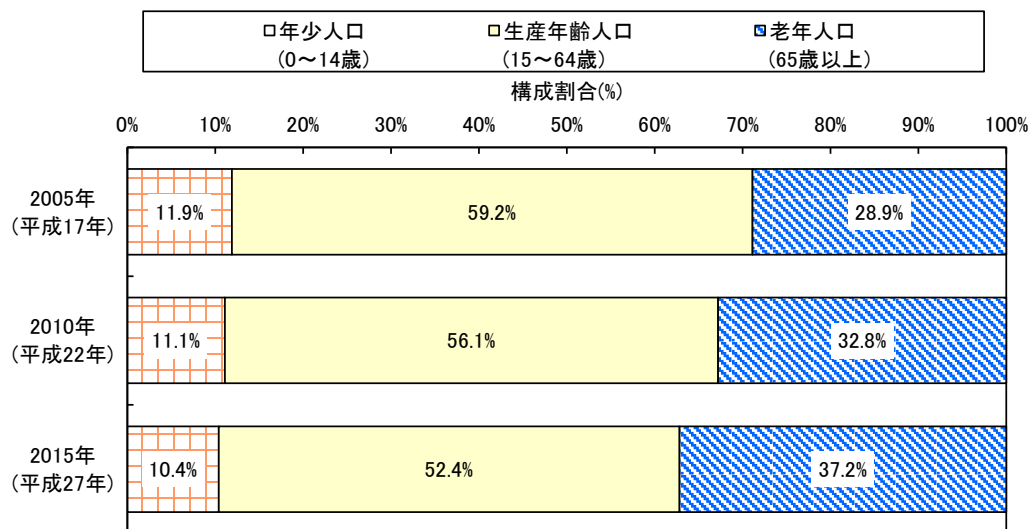


図 2-2-2 3区分別人口割合の推移

2 産業

(1) 産業別就業者人口構成

2015(平成27)年の産業別就業者人口を表 2-2-3に示します。本町の基幹産業である農業の就業者人口が最も多く、全体の2割強を占めています。次いで卸売業・小売業、製造業、医療・福祉の順となっています。また、道内主要都市の人口比率と比べると、農業や製造業の比率が高い反面、第3次産業全般の割合は低いことが特徴となっています。

表 2-2-3 産業別就業者人口の内訳

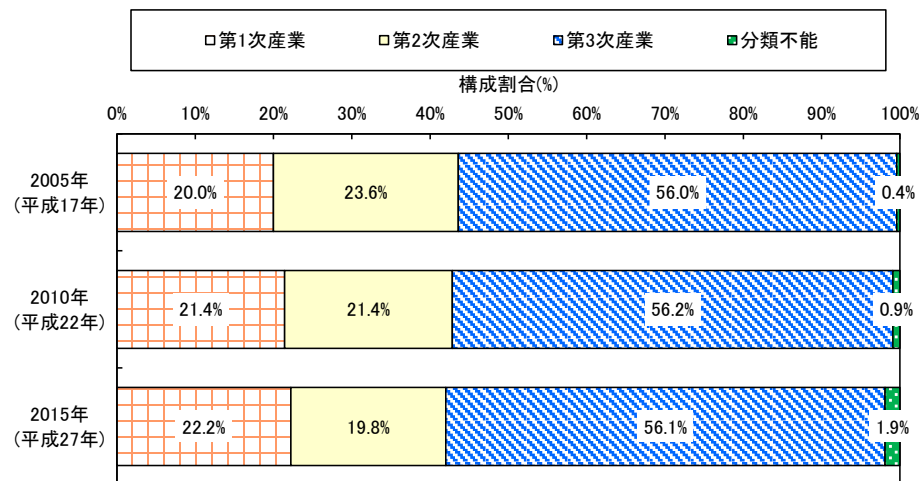
(単位：人)

区 分	栗山町		(参考) 道内主要都市の人口比率			
	人口	比率	札幌市	旭川市	函館市	釧路市
農 業	1,279	21.9%	0.4%	2.5%	0.8%	1.2%
林 業	20	0.3%	0.0%	0.2%	0.1%	0.2%
漁 業	—	—	0.0%	0.0%	2.6%	0.8%
第1次産業計	1,299	22.2%	0.4%	2.7%	3.5%	2.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
建設業	381	6.5%	7.7%	9.2%	8.3%	8.7%
製造業	769	13.2%	6.3%	7.9%	8.3%	9.0%
第2次産業計	1,155	19.8%	14.0%	17.1%	16.6%	18.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	36	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%
情報通信業	12	0.2%	3.7%	0.9%	1.1%	0.7%
運輸業、郵便業	190	3.3%	5.4%	5.2%	5.7%	7.1%
卸売業、小売業	831	14.2%	17.2%	18.1%	16.8%	17.4%
金融業、保険業	54	0.9%	2.6%	2.3%	2.2%	2.3%
不動産業、物品賃貸業	32	0.5%	3.0%	1.8%	1.9%	1.5%
学術研究、専門・技術サービス業	112	1.9%	3.8%	2.4%	2.0%	2.3%
宿泊業、飲食サービス業	245	4.2%	6.0%	5.6%	7.5%	6.5%
生活関連サービス業、娯楽業	177	3.0%	3.7%	3.9%	4.1%	3.9%
教育、学習支援業	146	2.5%	4.6%	4.5%	4.3%	4.4%
医療、福祉	717	12.3%	13.4%	17.8%	15.7%	14.2%
複合サービス事業	137	2.4%	0.7%	1.1%	1.0%	0.8%
サービス業(他に分類されないもの)	337	5.8%	8.3%	6.8%	6.5%	6.7%
公務(他に分類されるものを除く)	253	4.3%	3.7%	5.3%	4.5%	4.7%
第3次産業計	3,279	56.1%	76.6%	76.2%	73.9%	73.2%
分類不能	114	1.9%	9.0%	4.0%	6.0%	6.3%
総数	5,847	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※2015(平成27)年国勢調査より

ごみ処理基本計画

また、過去10年間に於ける従業者数の産業別構成比の推移を整理した結果を図 2-2-3 に示します。第1次産業は増加傾向にあります、第2次産業は減少傾向となっています。第3次産業は構成比率が最も高く、近年は微増で推移しています。



※2015(平成27)年国勢調査より

図 2-2-3 産業別構成比の推移

(2) 農業

基幹産業である農業では、稲作、畑作が中心に行われております。また、古くからの野菜の産地であり、たまねぎを中心とした多種多品目が栽培されています。

表 2-2-4 農業経営耕地面積

(単位 : ha)

田	畑	牧草	樹園地	総面積
3,925	1,543	44	6	5,518

※2015(平成27)年農林業センサスより

表 2-2-5 主要農作物作付面積及び収穫量

主要作物	水稻	小麦	そば	大豆
作付面積(ha)	1,610	1,550	19	551
収穫量(t)	8,680	6,960	19	1,280
主要作物	てんさい	植え ばれいしょ	たまねぎ	
作付面積(ha)	25	185	311	
収穫量(t)	1,280	6,010	15,100	

※「植えばれいしょ」「たまねぎ」については2015(平成27)年作物統計調査より、上記以外の農作物については2016(平成28)年作物統計調査より

(3) 製造業

2014(平成26)年の製造業の事業所数、従業員数、出荷額等の内訳を表 2-2-6に示します。

従業員数では、金属製品製造業、窯業・土石製品製造業、飲料・たばと・飼料製造業、プラスチック製品製造業が中心となっています。

表 2-2-6 製造業の事業所数、従業員数、出荷額の内訳

区 分	事業所数	従業者数 (人)	出荷額等 (万円)
総数	33	806	1,767,164
食料品製造業	6	96	104,272
飲料・たばこ・飼料製造業	2	113	X
木材・木製品製造業(家具を除く)	3	69	167,010
家具・装備品製造業	2	29	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	15	X
印刷・同関連業	1	16	X
化学工業	1	27	X
石油製品・石炭製品製造業	1	4	X
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	4	107	229,339
窯業・土石製品製造業	4	148	275,350
鉄鋼業	1	8	X
金属製品製造業	6	162	314,379
その他の製造業	1	12	X

※2017(平成29)年工業統計調査より

※X：秘密保護上数値を公表しないもの

3 土地利用

地目別土地面積を表 2-2-7に示します。

山林の面積が全体の約35%と最も大きく、宅地部分は全体の2.7%です。

表 2-2-7 地目別土地面積

(単位：km²)

地 目	土地面積	構成比
田	42.73	21.0%
畑	18.16	8.9%
宅 地	5.55	2.7%
池 沼	0.51	0.3%
山 林	71.62	35.1%
牧 場	0.09	0.0%
原 野	6.14	3.0%
雑種地	7.16	3.5%
その他	51.98	25.5%
合 計	203.93	100.0%

※第125回(2018(平成30)年)北海道統計書より、2016(平成28)年10月1日現在の値

※四捨五入により合計が一致しない場合がある

4 道路・交通

本町区域内の主要道路では、国道234号、国道274号があります。また、陸の交通手段として、JR室蘭本線、JR石勝線が通っております。

札幌市や苫小牧港、新千歳空港からそれぞれ約1時間の距離に位置し、機能性に富んでいます。

2-3 栗山町の総合計画

町の行政運営の基本方針を示す計画である「栗山町総合計画」では、ごみ処理に関して以下の目標値および事業を計画しています。

栗山町第6次総合計画（基本計画）

1) 事業期間

○2015(平成27)年度～2022(平成34)年度の8年間

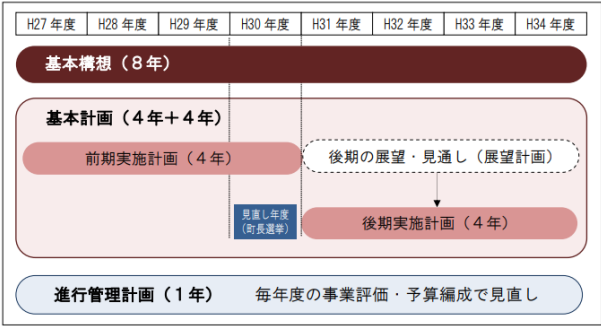


図 2-3-1 計画期間（栗山町第6次総合計画より抜粋）

2) 主な課題（抜粋）

○2011(平成23)年度より可燃ごみの炭化処理を実施してきましたが、炭化施設の廃止に伴い、最終処分場の新たな延命対策と、さらなる埋立ごみの減量対策が必要となっています。

○高齢化の進展などを見すえ、広域組合への加入による共同（焼却）処理への転換など、将来の安定したごみ処理体制の構築が急務となっています。

3) 施策・主要事業（抜粋）

①ごみの減量化・資源化の推進

- ごみの再資源化による循環型社会の形成
- 適正な分別の推進とごみの発生抑制

表 2-3-1 主要事業（栗山町第6次総合計画より抜粋）

No.	計画事業	事業概要	担当課
1	中間処理（リサイクル・堆肥化）を行い、再資源化を推進します。	資源ごみのリサイクル推進、生ごみ・下水道汚泥の堆肥化（栗肥土＝クリビットとして町民に還元）、外部処理委託の推進	環境政策課
2	ごみ分別の正しい知識の普及啓発と協力体制づくりを進めます。	地域・団体・事業者などを対象とした説明会・施設見学会の実施、分別啓発用パンフレットの作成、小中学生の分別学習の推進 など	環境政策課

ごみ処理基本計画

②ごみ処理体制の整備

○埋立てごみの減容による最終処分場の延命化

○広域処理による安定したごみ処理体制の確立

表 2-3-2 主要事業（栗山町第6次総合計画より抜粋）

No.	計画事業	事業概要	担当課
3	老朽化したごみ処理施設・設備などの計画的な更新・修繕を行います。	堆肥化施設上屋ビニール修繕・脱臭施設等の修繕、資源リサイクルセンター圧縮梱包器等の更新・修繕、作業用重機・ごみ収集車の更新 など	環境政策課
4	埋立てごみの減容を推進します。	埋立ごみの破碎処理の実施（最終処分場の延命化）、外部焼却処理委託の推進	環境政策課
5	広域組合加入による共同処理により、安定したごみ処理体制を構築します。	広域組合（道央廃棄物処理組合）への加入、焼却処理（平成36年4月施設稼働予定）に向けての基本計画、建設用地選定・購入、施設等建設 など	環境政策課

第3章 ごみ処理の現状

3-1 ごみ処理の流れ

本町では、廃棄物処理法に基づき、各家庭から排出される家庭系ごみと事業所から排出される事業系ごみ(事業系一般廃棄物)を処理しています。

家庭系ごみについては、本町が収集ごみとして収集運搬するか、排出者が自己搬入によって本町の処理施設へ直接搬入します。

事業系ごみについては、事業者が許可業者に委託又は自己搬入によって本町の処理施設へ直接搬入します。図 3-1-1に現在のごみ処理のフローを示します。

現在のごみ処理区分は、大きく分類すると「生ごみ」、「炭にできるごみ」、「炭にできないごみ」、「資源物」、「粗大ごみ」です。

(1) 生ごみ

下水道汚泥とともに堆肥化施設で堆肥化処理します。製造した堆肥は農家等に出荷するほか、町内で販売しています。

(2) 炭にできるごみ

炭化処理施設の廃止に伴い、町外で焼却処理を行っています。

(3) 炭にできないごみ

焼却処理可能なごみは町外で焼却処理し、焼却処理が不可能なごみについては、最終処分場で直接埋立処分します。

(4) 資源物

分別収集で回収した「プラスチック」、「缶・びん・ペットボトル」、「紙類」、「鉄類・金属・アルミ箔・金属を含む電化製品」、「わりばし類」は、資源リサイクルセンターに集約し、それぞれ選別・圧縮・一時保管等の処理を行い、再生業者等に引き渡します。また、拠点回収した「植物性廃食油」はごみ収集燃料および再生業者へ、「ガラス類・陶器類」は町内の舗装業者へ、「電池・電球・蛍光管」は専門の処理業者へ引き渡し、再生されます。

なお、「古布」、「硬質プラ類」、「木くず類」については、炭にできるごみ及び炭にできないごみより手選別し、再生処理しています。

(5) 粗大ごみ

最終処分場で埋立処分します（一部リサイクルしています。）。

ごみ総排出量
3,779t 総人口 12,098人 (2017(平成29)年9月現在)

ごみ排出量
3,183t

家庭系ごみ
2,274t

事業系ごみ
909t

家庭系生ごみ
559t

事業系生ごみ
313t

家庭系炭にできるごみ
386t

事業系炭にできるごみ
243t

炭にできるごみ
629t

炭にできないごみ
443t

炭にできないごみ
609t

家庭系粗大ごみ
24t

家庭系資源物
813t

事業系資源物
187t

資源物
1,000t

堆肥化施設
872t
※生ごみ
下水道汚泥 1,000t
堆肥化施設全搬入量 1,872t

堆肥(出荷)
54t
※生ごみ相当量
堆肥化施設全出荷量 115t

焼却(外部処理)
800t

直接埋立
152t
※炭にできないごみ

最終処分量
256t
最終処分率
6.8%

資源残渣(埋立)
104t

びん類
117t

缶類
91t

プラスチック類
158t

紙類
466t

金属類
34t

古布
21t

木くず類
88t

硬質プラ類
200t

ペットボトル
53t

リサイクルセンター
1,309t

外部委託

総資源化量
1,926t
リサイクル率
51.0%

再資源化量
(処理後資源化量
+ 直接資源化量)
1,331t

拠点回収資源物
50t
ガラス・陶器 41t
蛍光灯 2t
電池 3t
廃油 4t

※1t未満の端数処理により、区分ごとの量の合計と全体量が一致しない場合がある。

※排出と処理の時期の違いにより、排出量の合計と処理量が一致しない場合がある。

※資源物のうち、古布・木くず類・硬質プラ類は、炭にできるごみ、炭にできないごみ及び粗大ゴミより手選別し再生処理を実施している。

3-2 収集・運搬

1 ごみの収集区分と排出方法

ごみの収集区分と排出方法をまとめたものを表 3-2-1に示します。基本的には、有料となるごみは、有料の指定袋に入れてステーションに排出します。なお、資源物のうち、「家庭用食用油」、「ガラス類・陶器類」、「電池・電球・蛍光灯」は、回収箱が設定されている場所へ排出する拠点回収となり、粗大ごみは事前申し込み制の戸別回収となっています。

表 3-2-1 ごみの収集区分と排出方法（2017(平成29)年度現在）

収集区分		代表品目	排出方法		
生ごみ		料理くず・残飯、果物、野菜くず、茶がら、コーヒーがら、ティーパック、卵の殻、貝殻、魚類、肉類、漬物類、固化した食用油、枯れ草、花など	オレンジ色の指定袋	6 ^{リットル} 用 15 ^{リットル} 用	20円/枚 40円/枚
炭にできるごみ		ちり紙、たばこの吸殻、紙おむつ、生理用品、衣類、座布団、寝具、木くず、竹串、木製箸など	茶色の指定袋	35 ^{リットル} 用 50 ^{リットル} 用	10円/枚 16円/枚
炭にできないごみ		プラマークのない硬質プラ類（ボウル、ビデオテープなど）、ゴム・ビニール製品（雨がっぱ、運動靴、など）、革製品、体温計、ペット用砂など	緑色の指定袋	25 ^{リットル} 用 40 ^{リットル} 用	45円/枚 70円/枚
資源物	プラスチック	プラマークのあるプラスチック	青色の指定袋	35 ^{リットル} 用 50 ^{リットル} 用	10円/枚 16円/枚
	缶・びん・ペットボトル	缶：飲料缶、缶詰、スプレー缶 びん：飲料びん、調味料びん、化粧びん、薬びん ペットボトル（キャップとラベルは分離する）	赤色の指定袋	35 ^{リットル} 用 50 ^{リットル} 用	10円/枚 16円/枚
	紙類	①新聞紙・チラシ・チラシに類する古紙 ②雑誌類（雑誌、本、カタログなど） ③ダンボール ④箱類（お菓子の箱、ティッシュの箱など） ⑤牛乳パック ⑥雑紙（レシート、カーボン紙、銀紙、カップ麺のふた、シュレッダー紙、品質の悪い紙）	①～⑤はひもで十文字に縛って排出		
			⑥の雑紙 黒色の指定袋 （鉄・金属、わりばしと混ぜない）	10 ^{リットル} 用 35 ^{リットル} 用	5円/枚 10円/枚
	鉄類・金属・アルミ箔・金属を含む電化製品	鍋・やかん・調理用具、小型電化製品、工具・文房具、金属キャップ・アルミ箔、小さな金属（針、ホチキス針、クリップなど）など	黒色の指定袋 （雑紙、わりばしと混ぜない）	10 ^{リットル} 用 35 ^{リットル} 用	5円/枚 10円/枚
	わりばし類	わりばし、つまようじ、アイスクャンディーの棒、アイスクリーム用の木のへら など	黒色の指定袋 （鉄・金属、雑紙と混ぜない）	10 ^{リットル} 用 35 ^{リットル} 用	5円/枚 10円/枚
	家庭の食用油	使用済みのてんぷら油（植物性） ※凝固剤で固めたものは生ごみ	（拠点回収※） ・専用の回収箱へ搬出 ・容器などにいれてフタをして搬出		
	ガラス類・陶器類	ガラス類：窓ガラス、割れたガラスなど 陶器類：皿、植木鉢など	（拠点回収※） ・専用の回収箱へ搬出 ・大量の場合自己搬入		
	電池・電球・蛍光灯	「アルカリ・マンガン」・「リチウム」・「ボタン」・「充電式」の電池、蛍光灯、電球	（拠点回収※） ・専用の回収箱へ搬出 ・電池は種類別に分けて搬出		
粗大ごみ		電気・ガス・石油・厨房器具、家具・寝具・建具、スポーツ・レジャー用品、その他	（戸別回収） ・事前に電話で申し込み ・料金は、品目ごとに設定		

※現在の拠点回収場所は「役場本庁舎1階」、「南部公民館」、「角田農村環境改善センター」、「カルチャープラザEki」、「総合福祉センターしゃるる」、「日出生活館」の6箇所

2 収集体系

収集頻度、ステーション設置数、車両台数等の本町の収集体系をまとめたものを表 3-2-2 に示します。収集はステーション方式であり、週5日の収集で、ごみの分別区分毎に決められた曜日にごみステーションへ排出します。

各地区のごみステーションからの収集運搬作業は、基本的に町直営で行っていますが、資源物収集時に、委託業者を補充します。

なお、事業系ごみの場合は、収集運搬許可業者へ収集を依頼するか、事業者自身で搬入します。また、家庭系と同様に、資源分別が必要です。

表 3-2-2 収集体系

収集頻度	生ごみ	週2回（月曜・木曜又は火曜・金曜）、農村地区は週1回（水曜）
	炭にできるごみ	週2回（月曜・木曜又は火曜・金曜）、農村地区は週1回（水曜）
	炭にできないごみ	週2回（月曜・木曜又は火曜・金曜）、農村地区は週1回（水曜）
	資源物	週1回（水曜）
	粗大ごみ（事前申し込み）	毎月第1・第3金曜日の午後収集（事前申込が必要）
収集車両台数		・直営：パッカー車4台、ダンプ1台、キャブオーバー1台 ・委託（資源物収集時）：キャブオーバー3台

3 ごみの自己搬入

家庭又は事業所が自ら施設に持ち込む場合、日時・品目・量について事前申請が必要となります。申請許可後、「環境センター」で処理手数料（下表参照）を支払って排出します。

なお、産業廃棄物と適正処理困難物は受け付けていません。

表 3-2-3 自己搬入する場合の処理手数料（2017(平成29)年度現在）

ごみの種類	家庭	事業所
生ごみ	800円/100kg	800円/100kg
炭にできるごみ	800円/100kg	800円/100kg
炭にできないごみ	800円/100kg	800円/100kg
缶・びん・ペットボトル	無料	400円/100kg
プラスチック（容器包装）	無料	400円/100kg
金属	無料	-

4 町で収集・処理できないごみ

本町が収集・処理できないごみ（適正処理困難物）を表 3-2-4に示します。

これらに加え、産業廃棄物も町では収集・処理していません。

表 3-2-4 町で収集・処理できないごみ（2017(平成29)年度現在）

区分	品目	処理方法
町の収集車で収集はできないが町の処理施設に自ら持ち込みはできるもの（ごみステーションに出せないもの、粗大ごみ収集で扱えないもの）	・事業系一般廃棄物 ・家庭で一時的に多量に発生したごみ（引っ越しや大掃除で出たごみ） ・発火性のある火薬類 ・収集作業員がもてない重量の粗大ごみ ・収集車に積み込みできない大きさの粗大ごみ	・自己搬入 ・収集運搬許可業者へ処理を依頼（有料）
町で収集も処理もできないもの（排出禁止物） ※栗山町廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第3条第3項に定めるもの	・自動車、オートバイ、スクーター、その他エンジン付の機械及びその部品	・販売店 ・処理業者へ依頼
	・タイヤ、ホイール（自転車は除く）	・販売店に依頼
	・バッテリー	・販売店に依頼
	・スプリング入りマットレス	・販売店に依頼
	・プロパンガスボンベ	・販売店に依頼
	・消火器	・販売店に依頼
	・ドラム缶	・処理業者へ依頼
	・農薬、劇薬とその容器	・処理業者へ依頼
	・薬品類（アンモニア等）	・処理業者へ依頼
	・医療廃棄物（注射針、感染性廃棄物など）	・かかりつけの病院へ依頼
	・ボイラー（温水器含む）	・処理業者へ依頼
	・灯油タンク（容量91リットル以上）	・処理業者へ依頼
	・ピアノ	・販売店に依頼
	・がれき類（コンクリート、ブロック、レンガ、タイルなど）	・処理業者へ依頼
	・石（砂利、墓石、漬物石、庭石など）	・処理業者へ依頼
	・土砂（ペット排泄用除く）	・処理業者へ依頼
	・仏壇	・処理業者へ依頼
	・ビリヤード台、電動麻雀卓、パチンコ台、パチスロ台、ボウリングボール	・処理業者へ依頼
	・耐火金庫	・処理業者へ依頼
	・システムキッチン	・処理業者へ依頼
	・パソコン用ブラウン管モニター	・メーカーへ依頼
家電リサイクル対象	・テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	・購入した店舗か新規に買い替えの際に処理を依頼 ・収集運搬許可業者へ処理を依頼（有料）

3-3 ごみ排出実績

1 ごみ排出量の推移

2013(平成25)年度から2017(平成29)年度までの過去5年間におけるごみの排出量実績を表3-3-1に示します。

(1) 年間排出量の推移

家庭系ごみは減少傾向にあり、2017(平成29)年度時点で約2,274t/年と、5年間で約334t減量しています。区分別でみると、「資源物」の排出量が最も多くなっています。また、収集の割合をみると、「炭にできるごみ」が約80%、「炭にできないごみ」が約89%、その他のごみはほぼ全量収集となっています。

事業系ごみについては、2013(平成25)年度まで増加傾向にありましたが、2015(平成27)年度に大きく減少し、以降は同水準で推移しています。区分別でみると、「生ごみ」と「炭にできないごみ」が多くなっていますが、2015(平成27)年以降は「炭にできないごみ」が大きく減少しています。

表 3-3-1 ごみ排出量実績

(単位：t/年)

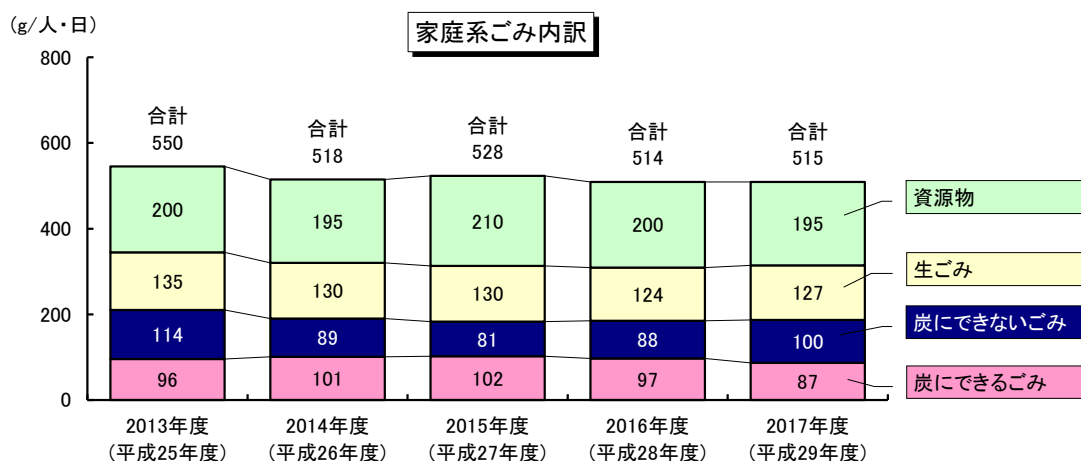
区 分		2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
家庭系 (全体および収集分)	生ごみ	640.25 (640.19)	602.95 (602.80)	593.58 (593.18)	559.22 (559.19)	558.81 (558.72)
	炭にできるごみ	455.95 (387.63)	468.44 (420.03)	467.57 (426.11)	437.43 (402.93)	386.11 (341.25)
	炭にできないごみ	541.63 (519.81)	412.93 (393.26)	368.76 (346.54)	397.20 (377.87)	442.64 (425.38)
	粗大ごみ	20.43 (20.43)	21.89 (21.89)	25.39 (25.39)	25.13 (25.13)	23.51 (23.51)
	資源物	949.77 (933.28)	911.12 (893.78)	960.28 (936.07)	900.21 (882.41)	862.70 (841.80)
	家庭系合計	2,608.03 (2,501.34)	2,417.33 (2,331.76)	2,415.58 (2,327.29)	2,319.19 (2,247.53)	2,273.77 (2,190.66)
事業系	生ごみ	363.93	336.72	332.99	321.38	313.05
	炭にできるごみ	185.33	241.20	222.80	225.09	242.50
	炭にできないごみ	379.30	315.59	160.95	153.81	0166.41
	資源物	155.18	170.75	182.10	185.08	187.22
	事業系合計	1,083.74	1,064.26	898.84	885.36	909.18
家庭系+事業系	生ごみ	1,004.18	939.67	926.57	880.60	871.86
	炭にできるごみ	641.28	709.64	690.37	662.52	628.61
	炭にできないごみ	920.93	728.52	529.71	551.01	609.05
	粗大ごみ	20.43	21.89	25.39	25.13	23.51
	資源物	1,104.95	1,081.87	1,142.38	1,085.29	1,049.92
	ごみ排出量合計	3,691.77	3,481.59	3,314.42	3,204.55	3,182.95

※家庭系ごみの()内の数値は収集ごみの量を示す。なお、拠点回収の資源物は収集ごみに含めている。

※リサイクルセンターに直接搬入された資源物は事業系ごみに含めている。

(2) 1人1日当たりごみ排出量の推移

家庭系ごみの1人1日当たりごみ排出量（以下「家庭系原単位」という。）の過去5年間の推移を図 3-3-1に示します。年度により多少増減がありますが、全体としては減少傾向にあり、2017(平成29)年度の家庭系原単位は515g/人・日となっています。ごみ区分別にみると、2014(平成26)年度に「炭にできないごみ」の量が大きく減少し、以降は同水準で推移しています。

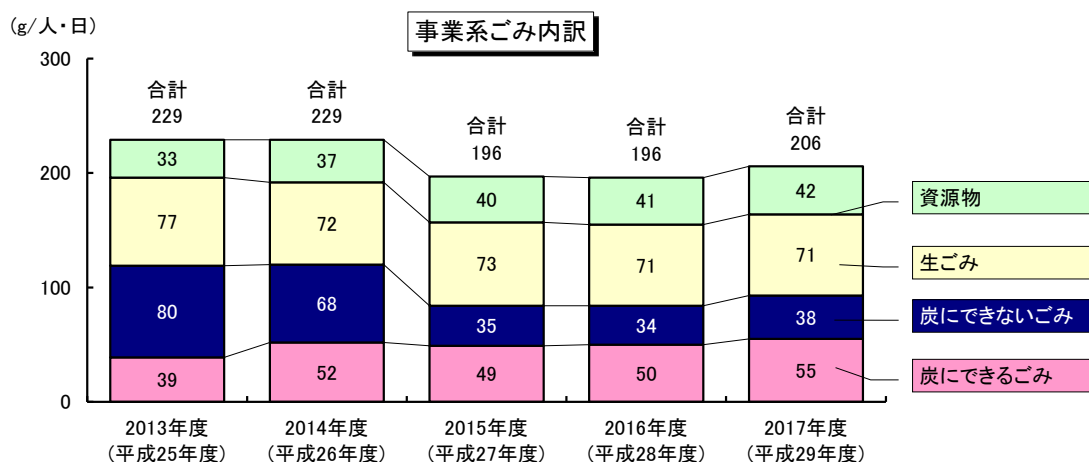


※原単位(g/人・日)＝排出量(t/年)÷行政区域内人口(人)÷(365日又は366日)×10⁶

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 3-3-1 栗山町の家庭系原単位の推移

事業系ごみの1人1日当たりごみ排出量（以下「事業系原単位」という。）の内訳を図 3-3-2に示します。合計量は2015(平成27)年度以降大きく減少しており、2017(平成29)年度の時点で事業系原単位は206g/人・日となっています。特に、生ごみと、「炭にできるごみ」と「炭にできないごみ」の合計が大きく減少しています。これは、町内で処理を委託していた特定企業がなくなったことやごみ分別の改善等による結果と考えられます。



※原単位(g/人・日)＝排出量(t/年)÷行政区域内人口(人)÷(365日又は366日)×10⁶

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 3-3-2 栗山町の事業系原単位の推移

2 ごみ質の状況

「炭にできるごみ」、「炭にできないごみ」について、2017(平成29)年度のごみ質調査結果(重量ベース)を以下に示します。

(1) 「炭にできるごみ」のごみ質

「炭にできるごみ」のごみ質調査結果をもとに作成した品目別割合を図 3-3-3に示します。現在のごみ区分で整理すると、排出される「炭にできるごみ」のうち、正しく分別している割合(以下「適正処理割合」という。)は、約66%となっています。ごみの排出元別でみると、事業系の適正処理割合が71%であるのに対して、家庭系は62%と比較的低くなっています。

一方、「炭にできないごみ」、可燃性資源、不燃性資源、生ごみを合わせた分別不適物の割合は、約34%を占め、その大部分は、「雑誌等資源紙」となっています。したがって、これらの適正分別の推進が今後必要です。

(2) 「炭にできないごみ」のごみ質

「炭にできないごみ」のごみ質調査結果をもとに作成した品目別割合を図 3-3-4に示します。現在のごみ区分で整理すると、排出される「炭にできないごみ」のうち、適正処理割合は、約48%となっており、総排出量の半数以上(重量ベース)のごみの分別が適正に行われていない状況です。

ごみの排出元別でみると、家庭系の適正処理割合が51%であるのに対して、事業系は37%と非常に低い水準となっています。

「炭にできるごみ」、可燃性資源、不燃性資源、生ごみを合わせた分別不適物の内訳をみると、家庭系では「ティッシュ・ちり紙・資源不可紙」や「布類・衣類」の割合が比較的高く、事業系では「プラスチック類」が最も多くなっています。

これらの適正分別の推進が今後必要です。

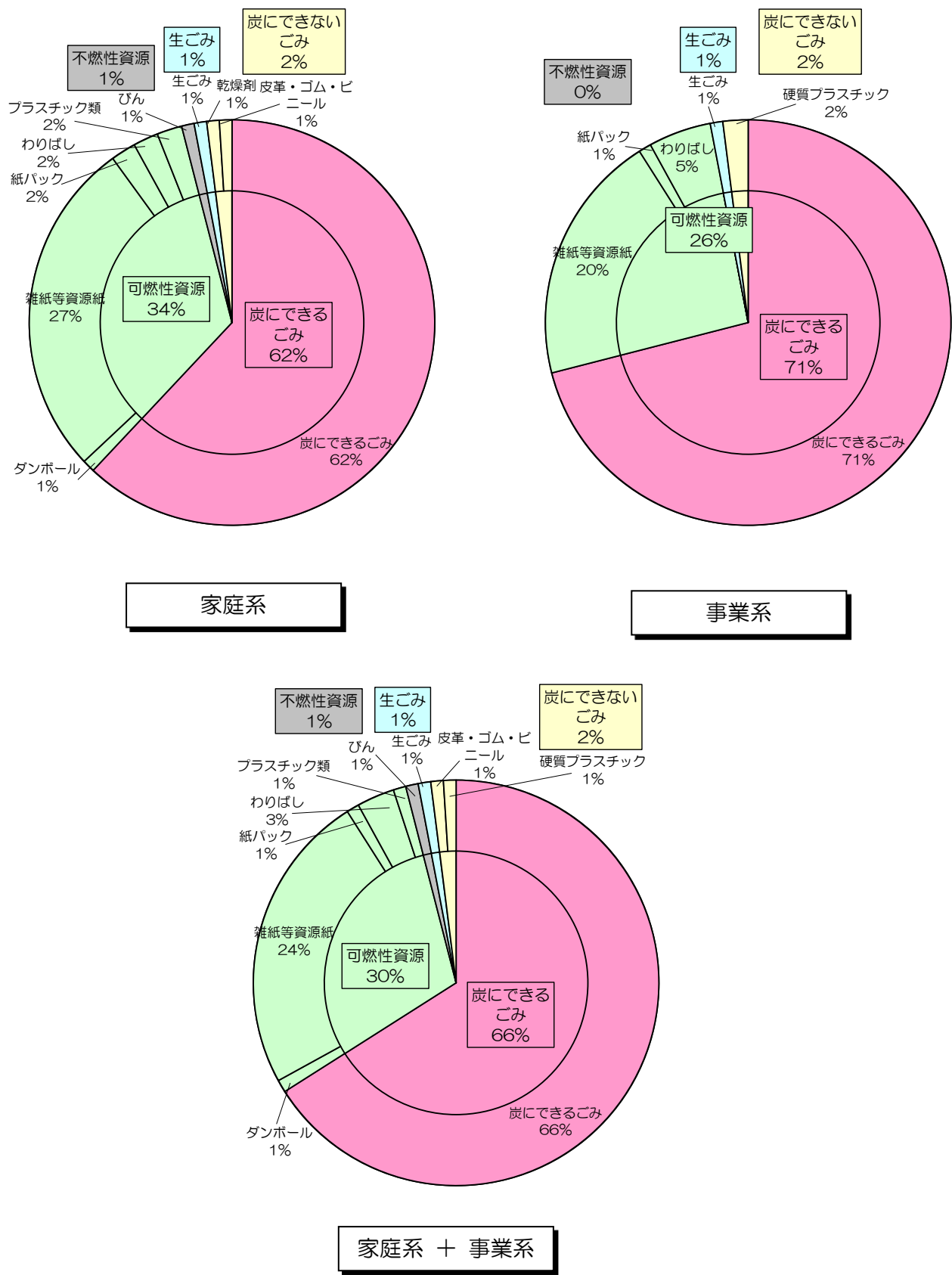


図 3-3-3 「炭にできるごみ」の品目別割合（重量ベース、2017(平成29)年度）

ごみ処理基本計画

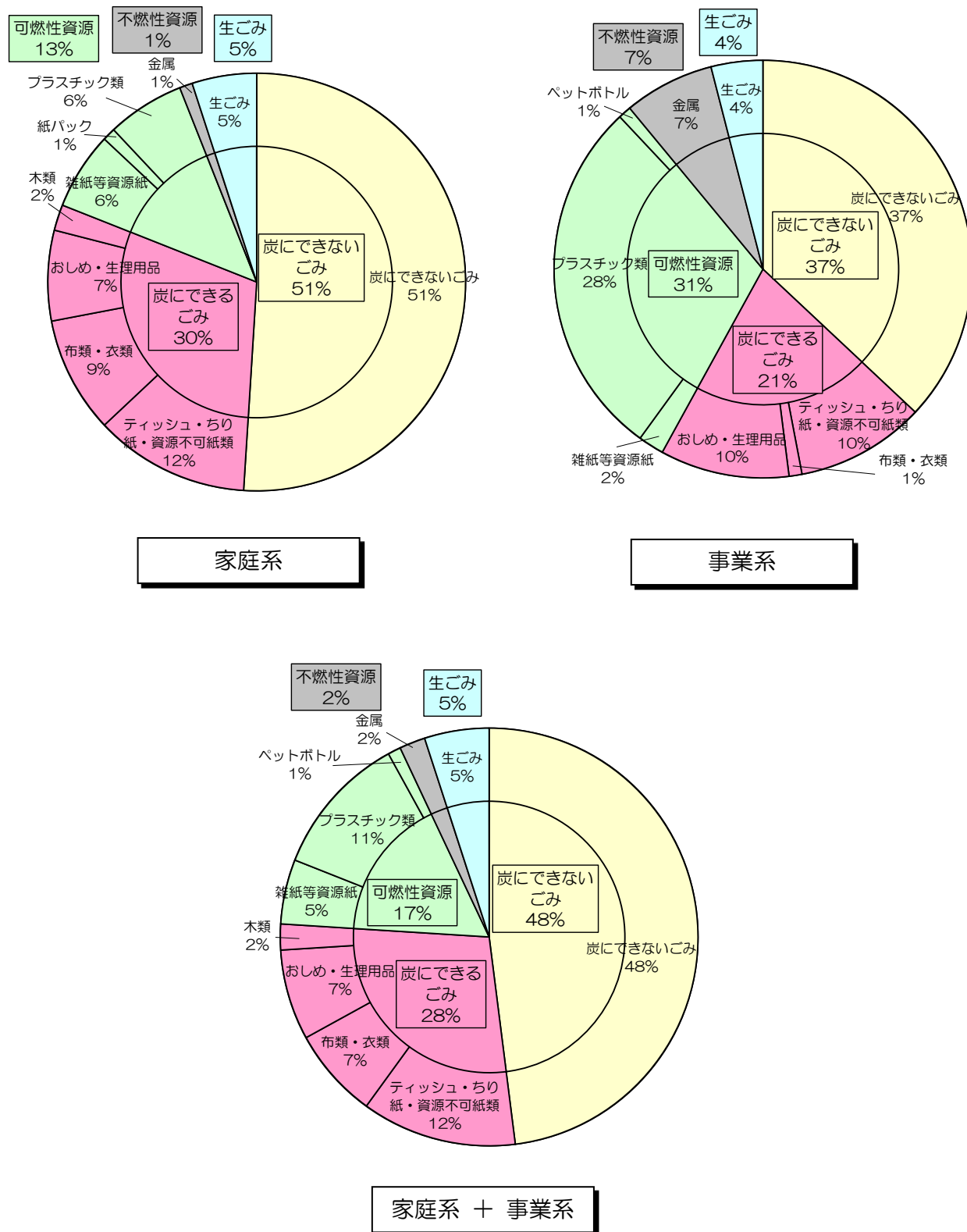


図 3-3-4 「炭にできないごみ」の品目別割合（重量ベース、2017（平成29）年度）

3-4 中間処理

現在、資源化处理、堆肥化处理、焼却処理（外部委託）を行っています。

1 資源化处理

資源リサイクルセンターでは、収集した資源物を選別・保管します。施設の概要を表 3-4-1 に示します。

びん・缶・ペットボトルは選別ラインで手選別します。プラスチック類は圧縮梱包機で圧縮後、ヤードに保管します。食用油はリサイクル業者への出荷による燃料化や施設内の冬季暖房に利用しています。選別保管後の資源物は、各リサイクル業者に出荷します。

表 3-4-1 資源リサイクルセンターの概要

名 称	栗山町資源リサイクルセンター
所 在 地	栗山町字共和200-5
敷 地 面 積	9,286 m ²
建 物 面 積	処理棟 588.8 m ² 、管理棟208.44 m ²
竣 工 年 次	平成13年10月 ※栗山町衛生センター（し尿焼却処理施設）を転用
対 象 ご み	びん・缶・ペットボトル、プラスチック、紙類、金属類、割り箸、雑紙、食用油、ガラス類、蛍光管、電池
主 要 設 備	☐ びん・缶・ペットボトル選別ライン一式 ☐ プラスチック圧縮梱包機一式 ☐ プラスチックヤード 402 m ² ☐ ペットボトルヤード 204 m ² ☐ 無色びんヤード 38 m ² ☐ 茶びんヤード 92 m ² ☐ その他びんヤード 40 m ² ☐ 廃油処理施設

びん、缶、ペットボトル、プラスチック、紙類、金属類、古布、木類、その他の出荷量実績を表 3-4-2に、拠点回収実績を表 3-4-3に、廃油の利用実績を表 3-4-4にそれぞれ示します。

2017（平成29）年度では、年間約1,227tをリサイクル業者に出荷しています。品目別の量でみると、その他を除くと、新聞紙が約162tと最も多く、次に、プラスチックが約158t、ダンボールが約123t、雑誌が約101tの順で多くなっています。

表 3-4-2 リサイクルセンターでの搬入量・製品量実績

(単位：t/年)

区 分			2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
搬入量			1,068.58	1,129.00	1,404.70	1,295.78	1,309.11
製品量	びん	1升びん	6.45	5.98	4.30	4.46	3.94
		ビール瓶	1.57	1.19	1.01	1.04	1.06
		飲料びん	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
		透明びん	58.08	46.77	53.10	51.75	47.07
		茶色びん	58.04	49.91	53.90	49.67	47.52
		その他びん	25.91	26.04	27.63	33.42	16.94
	缶	アルミ	25.91	25.96	26.78	26.56	28.03
		スチール	77.76	74.28	67.95	60.23	60.59
		雑缶	0.00	4.97	0.00	0.00	2.44
	ペットボトル		52.14	50.44	50.35	52.25	52.81
	プラス チック	プラスチック	203.12	204.38	264.16	223.84	157.52
		発泡 スチロール	0.70	0.52	0.52	0.76	0.56
	紙	新聞紙	159.58	163.70	164.50	153.06	162.29
		雑誌	149.25	130.19	132.44	127.97	101.15
		雑紙	67.37	67.91	76.43	71.44	74.95
		ダンボール	132.58	135.07	140.46	126.04	122.86
		牛乳パック	4.51	4.33	4.42	4.60	4.58
	金属		16.22	19.08	23.53	35.12	33.91
	古布		5.57	24.61	26.13	32.67	21.11
	木類		0.00	12.62	158.13	85.44	87.99
	硬質プラスチック		0.00	59.44	133.27	141.34	199.94
	合計		1,044.80	1,107.39	1,409.01	1,281.66	1,227.26

表 3-4-3 拠点回収実績

(単位：t/年)

区 分	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
ガラス・陶器	34.89	38.60	44.66	39.71	40.76
廃蛍光灯	1.97	2.21	2.25	2.32	1.92
廃乾電池	2.68	3.68	3.10	2.21	3.21
廃油	2.40	5.05	5.20	4.72	3.96

表 3-4-4 廃油の有効利用実績

(単位：kL/年)

区 分	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
回収量	5.80	5.77	6.12	5.65	5.72
精製量	1.50	0.40	0.00	0.00	0.00
給油量	1.58	0.87	0.41	0.42	0.00

ごみ処理基本計画

2 堆肥化处理

堆肥化施設では、生ごみを下水道汚泥と合わせて堆肥化处理します。これら堆肥を製品として販売し、家庭菜園や農業等で町内に還元しています。施設の概要を表 3-4-5に、処理実績を表 3-4-6に示します。

2017（平成29）年度実績では、年間で約1,872tの生ごみや汚泥等を処理し、約115tの堆肥を出荷しています。

表 3-4-5 堆肥化施設の概要

名 称	栗山町エコソイルセンター
所 在 地	栗山町字桜山308-2
処 理 能 力	15 t / 日
建 設 面 積	1,560 m ²
施 設 面 積	前処理室182 m ² 、第一次発酵槽728 m ² 、第二次発酵槽575 m ² 、選別室75 m ²
処理対象物	生ごみ、下水道汚泥
竣 工 年 次	本体 平成16年3月、脱臭施設 平成17年3月
処 理 方 法	①各ホッパーに投入（木質チップを投入） ②生ごみを破碎処理 ③醗酵菌投入 ④バックホウ切返し攪拌による第一次醗酵 ⑤トロンメルによる篩がけ、磁選機で金属等の残渣除去 ⑥切返しによる第二次醗酵 ⑦チップ戻し・一部戻し堆肥 ⑧製品・袋詰め
脱 臭 方 式	オゾン脱臭
製 品 価 格	栗肥土（クリピット） 300円/10kg、5,000円/m ³

表 3-4-6 堆肥化处理実績

（単位：t / 年）

内 訳		2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
生ごみ等 搬入量	生ごみ	1,004.18	939.67	926.57	880.60	871.86
	下水・し尿汚泥等	1,051.13	1,084.22	1,042.81	1,068.92	999.71
		2,055.31	2,023.89	1,969.38	1,949.52	1,871.57
堆肥	生産量	138.00	102.54	102.95	97.86	151.90
	出荷量	67.71	29.67	46.59	40.89	114.95
堆肥生産量/生ごみ等搬入量		6.7%	5.1%	5.2%	5.0%	8.1%
出荷量/生産量		49.1%	28.9%	45.3%	41.8%	75.7%

3 炭化処理

2011(平成23)年度以降、炭化処理施設では、「炭にできるごみ」を熱分解し、炭化物として有効利用してきました。施設の概要を表 3-4-7に、また、過去の年間処理実績を表 3-4-8に示します。

2012(平成24)年度実績をみると、炭にできるごみには多くの処理不適物が含まれていたため、搬入量約634tに対して、炭化処理量は搬入量の約3割(約186t)に留まっており、炭化物生産量は約63tという状況でした。

2014(平成26)年度に炭化炉の故障が発生し、安全性の確保及び将来的な施設維持管理の方向性を議論した結果、炭化処理施設の廃止を決定しました。施設廃止となった現在は、ヤード及び建物自体をリサイクル処理時の作業場所として再利用しています。

表 3-4-7 炭化処理施設の概要

名 称	栗山町中間処理施設
所 在 地	栗山町字桜山
処 理 能 力	3.7 t/日 (1.75 t/日×2基)、稼働日数350日/年、処理時間23時間/日
処 理 方 式	熱分解処理
稼 働 期 間	2011(平成23)年3月 から 2014(平成26)年7月
建 屋 構 造	鉄骨造平屋建(幅30m、奥行20m、高さ7.35m)
炭化装置規模	1基当たり、幅4.47m、奥行2.55m、高さ3.13m
破 碎 機	自走式破砕機 二軸せん断方式 7.41t/h
処 理 方 法	①人力による不適物除去 ②破砕機による前処理(破袋・危険物除去・磁性物除去) ③炭化パレットに投入 ④炭化パレットを炭化装置に投入 ⑤炭化処理・自然冷却(50℃以下) ⑥炭化装置から炭化パレット取り出し ⑦炭化物をフレコンパック詰め ⑧炭化物搬出・リサイクル

表 3-4-8 炭化処理施設の処理実績

(単位：t/年)

区 分	2011年度 (平成23)	2012年度 (平成24)	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)
炭にできるごみ搬入量	635.78	634.47	641.28	49.74
炭化処理量	216.81	185.84	174.79	49.74
炭化物生産量	62.82	63.44	53.00	13.00
処理不適物	418.97	448.63	466.49	0.00
処理量/搬入量	34.1%	29.3%	27.3%	100.0%
炭化物生産量/炭化処理量	29.0%	34.1%	30.3%	26.3%

ごみ処理基本計画

4 焼却処理

2014(平成26)年度以降、炭化処理施設が廃止されたことに伴い、町外の民間業者に委託し、町内で発生・収集したごみを焼却処理しています。

焼却処理の実績を表 3-4-9に示します。

表 3-4-9 焼却処理の実績

(単位：t/年)

内 訳		2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
搬入量	炭にできるごみ	-	222.56	640.00	640.00	610.00
	炭にできないごみ	-	-	160.29	160.62	190.09
焼却処理量		-	222.56	800.29	800.62	800.09

3-5 最終処分

本町の最終処分場の概要を表 3-5-1に示します。

表 3-5-1 最終処分場の概要

施 設 名	栗山町一般廃棄物最終処分場
所 在 地	栗山町字桜山307, 308-2, 308-3
竣 工 年 次	平成17年9月
埋 立 地 面 積	4,060m ²
埋 立 容 量	25,000m ³
埋 立 物	一般廃棄物
遮 水 方 式	擁壁部：コンクリート＋高密度ポリエチレンシートt=2.0mm＋遮光膜 法面・底部：高密度ポリエチレンシートt=1.5mm二重シート＋上層・中間層・下層保護マットt=10mm
浸出水処理水量	10m ³ /日
浸出水処理方式	接触ばっ気＋凝集沈殿＋ろ過

最終処分場における過去5年間の埋立実績と残余容積を表 3-5-2に示します。

最終処分場の残余容積は、施設稼動から13年後の2017(平成29年)年度の時点で、全体の約38%に相当する9,410m³となっています。2015(平成27)年度以降、町外への外部委託による焼却処理が開始されたため埋立量は減少しましたが、残余容量は既に埋立容量の半分以下となっており、逼迫している状況です。

表 3-5-2 最終処分場埋立実績

区 分		単位	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
最終 処分場	埋立重量	t/年	2,787	2,185	209	177	219
	埋立容量	m ³ /年	3,247	2,265	209	176	219
	残余容積	m ³	10,664	10,015	9,806	9,630	9,410

3-6 ごみの減量施策

現在、取り組んでいるごみの減量施策を以下に示します。

集団回収として、町内会・子供会・老人会を中心に、廃品を集めて古物商等に引き渡す活動が行われています。過去5年間の回収実績を表 3-6-1に示します。回収量は、2015(平成27)年度をピークに大きく減少し、2017(平成29)年度は約596tとなっています。品目別にみると、ダンボールが最も多くなっています。

表 3-6-1 集団回収実績

(単位：t/年)

品 目	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
ビール瓶	0.99	1.85	1.09	0.44	0.82
新聞紙	82.95	107.32	94.76	82.25	109.60
雑紙	32.37	32.46	34.29	18.35	29.57
雑誌	37.17	43.55	38.08	27.69	25.73
ダンボール	489.46	434.86	624.03	344.27	412.72
牛乳パック	5.39	6.84	4.99	4.64	5.49
アルミ	7.50	8.81	4.63	2.95	3.15
スチール	15.94	25.08	13.18	6.88	6.69
金属	9.79	3.84	1.52	4.03	1.81
ガラス・陶器	0.00	1.50	0.04	0.00	0.07
合 計	681.55	666.11	816.61	491.50	595.64

3-7 ごみの不法投棄

1 不法投棄実績

過去5年間におけるごみの不法投棄件数および品数を表 3-7-1に示します。直近5年間の平均で1年当たり12件程度の不法投棄が発生しています。

主に、テレビ・洗濯機・冷蔵庫等の家電リサイクル対象製品、タイヤ等の本町で処理できないごみが公・民有地、ゴミステーション、公道沿い、山林等に投棄されています。

表 3-7-1 不法投棄件数実績

年 度	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
件 数	14	7	13	8	19
品 数	41	9	118	112	114
主な投棄物	テレビ ふとん タイヤ 自転車 など	テレビ など	ポリタンク 冷蔵庫 自転車 衣装ケース など	タイヤ テレビ 衣装ケース 洗濯機 など	タイヤ テレビ 衣装ケース 洗濯機 冷蔵庫 自転車 など

2 不法投棄対策

現在、町内会・自治会・ボランティアグループなど地域との連携をはかり、定期的なパトロールのほか、全町一斉清掃など地域の環境美化運動に取り組んでいます。

3-8 ごみ処理システムの評価

1 ごみの排出状況

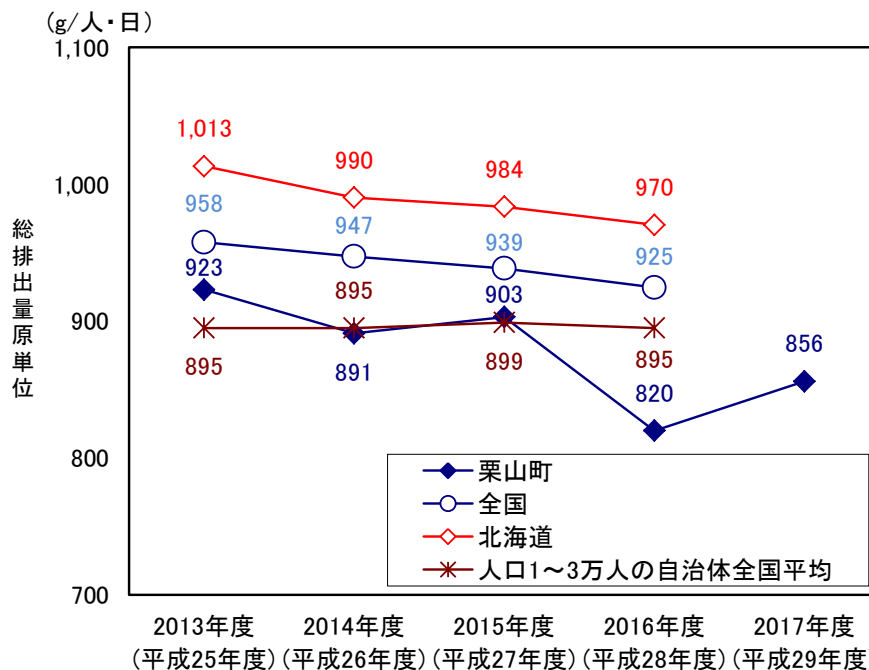
本町で排出されるごみに、集団回収などで資源回収されたごみを加えた量をごみ総排出量と定義し、ごみの減量状況を表 3-8-1で確認します。

表 3-8-1 ごみ総排出量

(単位: t)

区 分		2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
ごみ排出量	家庭系	2,608.03	2,417.33	2,415.58	2,319.19	2,273.77
	事業系	1,083.74	1,064.26	898.84	885.36	909.18
	合計	3,691.77	3,481.59	3,314.42	3,204.55	3,182.95
集団回収量		681.55	666.11	816.61	491.50	595.64
ごみ総排出量		4,373.32	4,147.70	4,131.03	3,696.05	3,778.59

ごみ総排出量（ごみ排出量＋集団回収）の1人1日当たりごみ排出量（以下「ごみ総排出量原単位」という。）を国、北海道、人口1～3万人の自治体全国平均と比較した結果を図 3-8-1に示します。2016（平成28）年度の時点で、本町の数値は国・北海道及び、人口1～3万人の自治体の全国平均値を下回っている状況です。



※国・北海道・人口1～3万人の自治体全国平均の数値は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）を引用。
ただし、2017(平成29)年度は現時点で未公表。

図 3-8-1 ごみ総排出量原単位の推移

2 リサイクルの状況

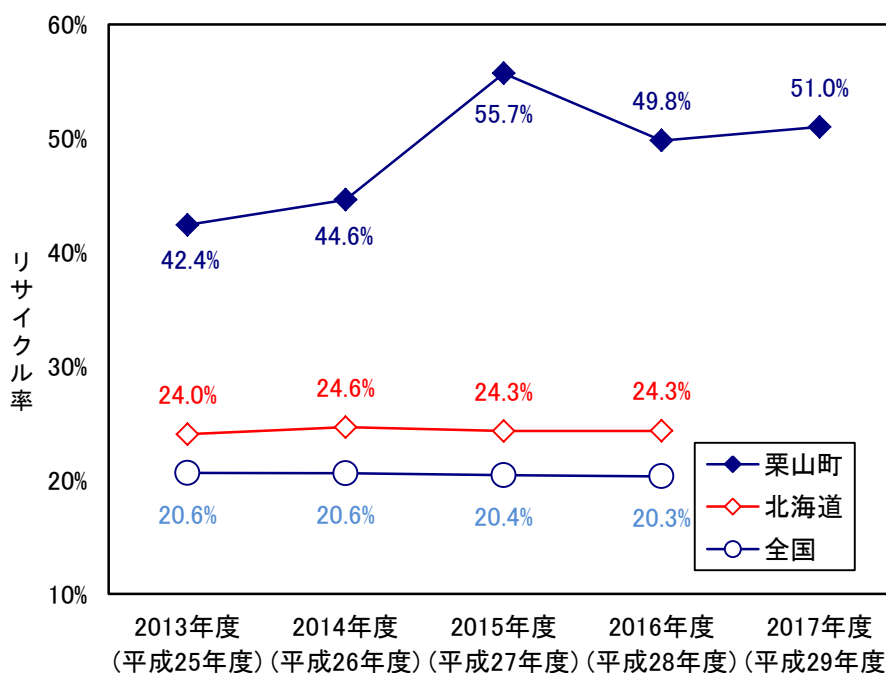
排出されるごみのうち、資源化される割合をリサイクル率と定義し、リサイクルの状況を評価します。本町のリサイクル率は約41～56%で推移しており、2016(平成28)年度では全国平均の約2.5倍、北海道の約2.0倍と非常に高く、全国的にも再資源化・再生利用の取り組みが進んだ地域と言えます。

表 3-8-2 リサイクル率の推定（平成25～29年度）

(単位: t)

区 分	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
堆肥化(出荷量のうち生ごみ相当分)	33.08	13.78	21.92	18.47	53.55
資源物(リサイクルセンター製品量)	1,044.80	1,107.39	1,409.01	1,281.66	1,227.26
炭化物(生産量)	53.00	13.00	—	—	—
①処理による資源化量	1,130.88	1,134.17	1,430.93	1,300.13	1,280.81
②直接資源化量	41.94	49.54	55.21	48.96	49.85
③ごみ排出量	3,691.77	3,481.59	3,314.42	3,204.55	3,182.95
④集団回収量	681.55	666.11	816.61	491.50	595.64
⑤リサイクル率(((①+②+④)/(③+④)))	42.4%	44.6%	55.7%	49.8%	51.0%

※堆肥化の生ごみ相当分については、出荷量を生ごみと汚泥の搬入量で按分して算出した。



※ 全国・北海道の数値は、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）を引用。ただし、2017(平成29)年度は現時点で未公表。

図 3-8-2 リサイクル率の推移

3 最終処分の状況

一人1日当たりの最終処分量を最終処分量原単位と定義し、最終処分状況进行评估します。

表 3-8-3 最終処分量原単位の推定（2013(平成25)年度～2017(平成29)年度）

区 分	単位	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
直接埋立＋処理後最終処分量	t/年	1,442	1,136	153	224	256
最終処分率	%	33.0%	27.4%	3.7%	6.1%	6.8%
最終処分量原単位	g/人・日	304	244	33	50	58

※最終処分率＝（直接埋立＋処理後最終処分量）÷ごみ総排出量

※最終処分量原単位＝最終処分量÷人口÷（365日又は366日）×10⁶

※全国・北海道は、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）の数値より作成。ただし、2017(平成29)年度は現時点で公表されていない。

図 3-8-3に示すように、本町の最終処分量原単位は2016(平成28)年度時点で約50g/人・日にまで減少し、最終処分率は2016(平成28)年度時点で約6.1%になっています。最終処分率は、2015(平成26)年度以降、全国及び北海道平均を下回る値で推移しています。

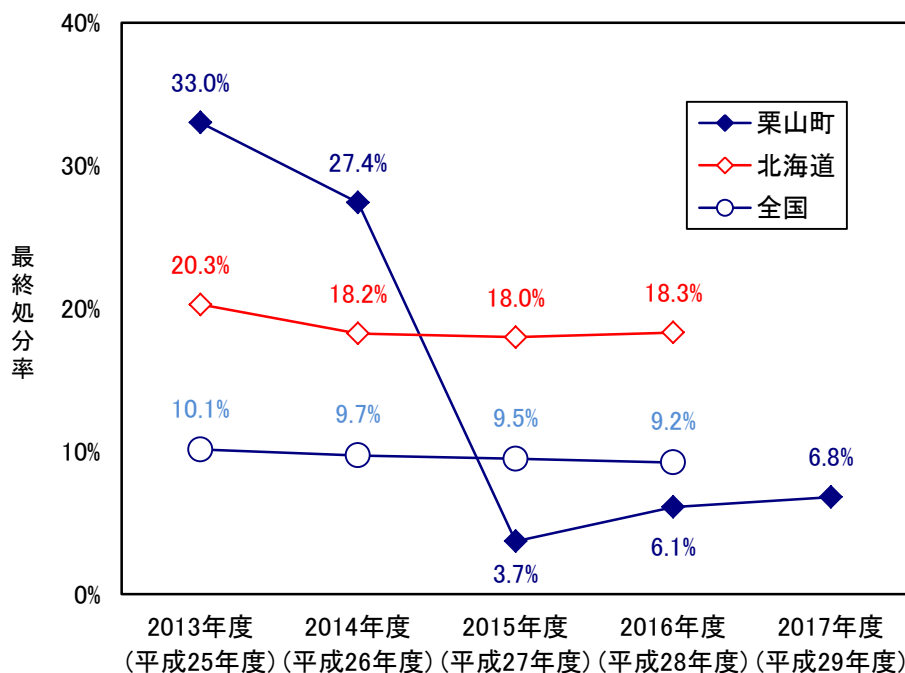


図 3-8-3 最終処分率の推移

4 ごみ処理による温室効果ガス排出状況

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省)に基づいて、ごみ処理で消費する電力、化石燃料使用量等から2017(平成29)年度の温室効果ガス排出量を試算しました。

ごみ処理に伴って排出される温室効果ガスは、二酸化炭素換算で一人1日当たり約0.48kg-CO₂と試算されます。最終処分場での直接埋立によるメタン排出量が全体の約7割を占めています。その他、中間処理施設での燃料や電気の使用に伴う排出が多い状況です。

我が国において廃棄物分野から排出される温室効果ガスは2016(平成28)年度で2,164万t-CO₂*と報告されており、これを国民一人1日当たりに換算すると0.46kg-CO₂です。

※日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2018年4月) 独立行政法人国立環境研究所

表 3-8-4 温室効果ガス排出量の推計結果(2017(平成29)年度)

項目		対象 ガス	排出量	温暖化 係数	排出量(CO ₂ 換算)
収集運搬	燃料使用	CO ₂	67,724.1 kg-CO ₂ /年	1	67,724.1 kg-CO ₂ /年
	電気使用	CO ₂	0.0 kg-CO ₂ /年	1	0.0 kg-CO ₂ /年
	自動車の走行量	CH ₄	0.0 kg-CH ₄ /年	25	0.0 kg-CO ₂ /年
	自動車の走行量	N ₂ O	0.0 kg-N ₂ O/年	298	0.0 kg-CO ₂ /年
	HFC使用エアコン	HFC	0.0 kg-HFC/年	1,430	0.0 kg-CO ₂ /年
中間処理	燃料使用	CO ₂	22,764.3 kg-CO ₂ /年	1	22,764.3 kg-CO ₂ /年
	電気使用	CO ₂	0.4 kg-CO ₂ /年	1	0.4 kg-CO ₂ /年
	作業用車両燃料使用	CO ₂	0.0 kg-CO ₂ /年	1	0.0 kg-CO ₂ /年
	作業用車両電気使用	CO ₂	0.0 kg-CO ₂ /年	1	0.0 kg-CO ₂ /年
	一般廃棄物の焼却	CH ₄	0.0 kg-CH ₄ /年	25	0.0 kg-CO ₂ /年
	一般廃棄物の焼却	N ₂ O	0.0 kg-N ₂ O/年	298	0.0 kg-CO ₂ /年
	廃プラスチックの焼却	CO ₂	0.0 kg-CO ₂ /年	1	0.0 kg-CO ₂ /年
最終処分	燃料使用	CO ₂	12,791.0 kg-CO ₂ /年	1	12,791.0 kg-CO ₂ /年
	電気使用	CO ₂	0.0 kg-CO ₂ /年	1	0.0 kg-CO ₂ /年
	作業用車両燃料使用	CO ₂	4,601.2 kg-CO ₂ /年	1	4,601.2 kg-CO ₂ /年
	作業用車両電気使用	CO ₂	0.0 kg-CO ₂ /年	1	0.0 kg-CO ₂ /年
	直接埋立	CH ₄	46,214.6 kg-CH ₄ /年	25	1,155,365.0 kg-CO ₂ /年
					1,286,477.9 kg-CO ₂ /年
人口	計画収集人口	人			7,341 人
人口一人1日当たり温室効果ガス排出量					0.48 kg-CO ₂ /人・日
人口一人1年当たり温室効果ガス排出量					175.25 kg-CO ₂ /人・年

5 ごみ処理コスト

ごみの収集運搬、処理委託、施設維持に要した費用を表 3-8-5に示します。年間処理費用は、2014(平成26)年度までは、一人当たり年間13,000円程度で、全国・北海道平均値よりも低く推移していましたが、2015(平成27)年度には、炭化施設廃止に伴う焼却ごみの外部委託処理料金が増加したことなどを要因に大きく増加しました。その後も道央廃棄物処理組合(以下「広域組合」という。)への負担金等により、2014(平成26)年度以前の水準までは回復せずに推移しています。

表 3-8-5 年間処理費用の内訳

区 分		2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
人口(人)		12,980	12,749	12,502	12,351	12,098
事業費 (千円/年)	収集・指定袋	51,783	54,771	61,722	62,612	66,785
	リサイクルセンター	8,229	7,136	8,736	7,876	8,381
	堆肥化施設	36,031	38,469	40,694	39,008	45,647
	炭化施設	35,998	24,081	9,125	8,232	9,077
	環境センター	17,879	18,424	22,373	18,418	17,987
	車両	9,914	11,670	19,995	16,274	15,821
	ごみ処理料金	1,234	9,001	29,561	28,660	29,603
	その他	12,641	5,151	12,573	8,727	20,089
	合計	173,709	168,702	204,780	189,808	213,390
一人当たり年間処理費用(円/人・年)		13,383	13,233	16,380	15,368	17,638

※本町の歳出額より

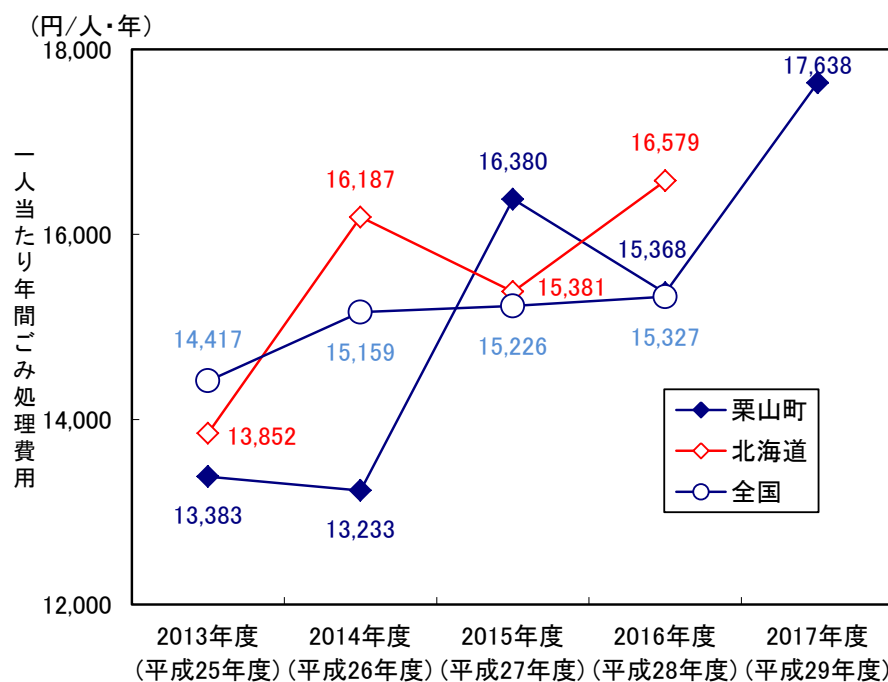


図 3-8-4 一人当たり年間処理費用

3-9 ごみ処理における課題整理

これまで示したごみ処理の現状より、ごみ排出量、リサイクル・中間処理、最終処分の観点から課題を整理します。

1 前計画の達成状況

前計画（計画期間：2014(平成26)～2023(平成35)年度）で定めた数値目標の達成状況を表3-9-1に示します。

表 3-9-1 前計画の数値目標達成状況

区分		単位	現状値 (2017(平成 29) 年度)	前計画 中間目標 (2018(平成 30) 年度)	前計画 目標年次 (2023(平成 35) 年度)
ごみ減量・ 資源化推進 目標	①資源物を除くごみの減量（生ごみ、炭にできるごみ、炭にできないごみ）				
	●家庭系ごみ（資源物除く）	g/人・日	320	315	290
	対 2014(平成 26)年度比	%	-5.9%	-7.4%	-14.7%
	達成度評価		-	×	×
	●事業系ごみ（資源物除く）	g/人・日	163	150	130
	対 2014(平成 26)年度比	%	-6.9%	-14.3%	-25.7%
	達成度評価		-	×	×
	②資源物の増量				
	●家庭系資源ごみ原単位	g/人・日	195	223	235
	対 2014(平成 26)年度比	%	-3.9%	9.9%	15.8%
	達成度評価		-	×	×
	●事業系資源ごみ原単位	g/人・日	42	47	60
	対 2014(平成 26)年度比	%	31.3%	46.9%	87.5%
	達成度評価		-	×	×
	③ごみ排出量の減量				
	●家庭系原単位	g/人・日	515	537	525
	対 2014(平成 26)年度比	%	-5.2%	-1.1%	-3.3%
	達成度評価		-	○	○
	●事業系原単位	g/人・日	206	197	190
	対 2014(平成 26)年度比	%	0.0%	-4.4%	-7.8%
	達成度評価		-	×	×
リサイクル 目標	●リサイクル率	%	51.0%	49.2%	53.4%
	対 2014(平成 26)年度差	%	7.3%	5.5%	9.7%
	達成度評価		-	○	×

【ごみ減量・資源化推進目標について】

①資源物を除くごみの減量（生ごみ、炭にできるごみ、炭にできないごみ）については、家庭系ごみは前計画の中間目標を既に下回っており計画値以上の減量が進んでいる状況ですが、事業系ごみは中間目標値を大きく上回っており、今後更なる減量が必要となります。

②資源物の増量については、家庭系・事業系ごみともに、中間目標値を下回っており、更なる増量が必要な状況です。

ごみ処理基本計画

③ごみ排出量の減量については、家庭系ごみは既に全計画の目標年次の値を下回っており、十分な減量が進んでいる状況ですが、事業系ごみは中間年度の値を上回っており、減量が進んでいません。

【リサイクル目標について】

前計画の中間目標を達成しており、順調に推移している状況です。

2 現状における課題の整理

(1) ごみの更なる減量の必要性

本町のごみ排出量は、国・北海道及び人口1万人から3万人の自治体平均を下回っており、比較的低いレベルで推移している状況です。排出量の内訳を見ると、家庭から排出されるごみについては前計画の目標を大幅に上回るペースで減量が進んでいる一方で、事業系ごみは目標未達成の状態が続いています。国策としては、3Rのうちリサイクル（再利用）と比較してあまり進展の無い「排出抑制（リデュース）」や「再使用（リユース）」について今後重点的に推進することが想定されるため、これらの動向を見越したごみの減量目標を設定していく必要があります。

(2) ごみ処理コスト低減の必要性

2014(平成26)年度以降の炭化処理施設廃止に伴い、外部への委託処理費が増大したことにより町民一人当たりのごみ処理費用は大きく高騰しました。2013(平成25)年度では全国・北海道平均を下回っていましたが、2015(平成27)年度ではそれらを上回り、その後も高騰傾向が続いています。今後、焼却ごみについては広域処理が想定されるため、ある程度の処理費用低減が見込まれるところですが、ごみの収集運搬や中間処理に係るコストを可能な限り低減するため、ごみの排出抑制や減量化の検討がより重要となります。

(3) ごみ処理システム検討の必要性

本町では、これまで「生ごみ」、「炭にできるごみ」、「炭にできないごみ」として処理してきた廃棄物については、将来的に広域処理施設で「可燃ごみ」「不燃ごみ」として処理することになります。これに伴い現状のごみ処理システムを広域処理施設の処理区分に適合させるため、システムの適切な変更が必要となります。

(4) 最終処分場での課題

2014(平成26)年度以降の炭化処理施設廃止に伴い、民間業者による外部処理となったため、最終処分場の残余容量が広域処理が開始される予定のH36年度以降まで保つか懸念されます。

第4章 ごみ処理における動向

4-1 廃棄物・リサイクルに関する法律

1 循環型社会形成のための法体系

2000(平成12)年の通常国会で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤として「循環型社会形成推進基本法」が制定され、図に示す法体系のもとで各法律が改正、施行されています。今後、循環型社会形成のため、リサイクル関連法の着実かつ適切な運用を押し進める必要があります。

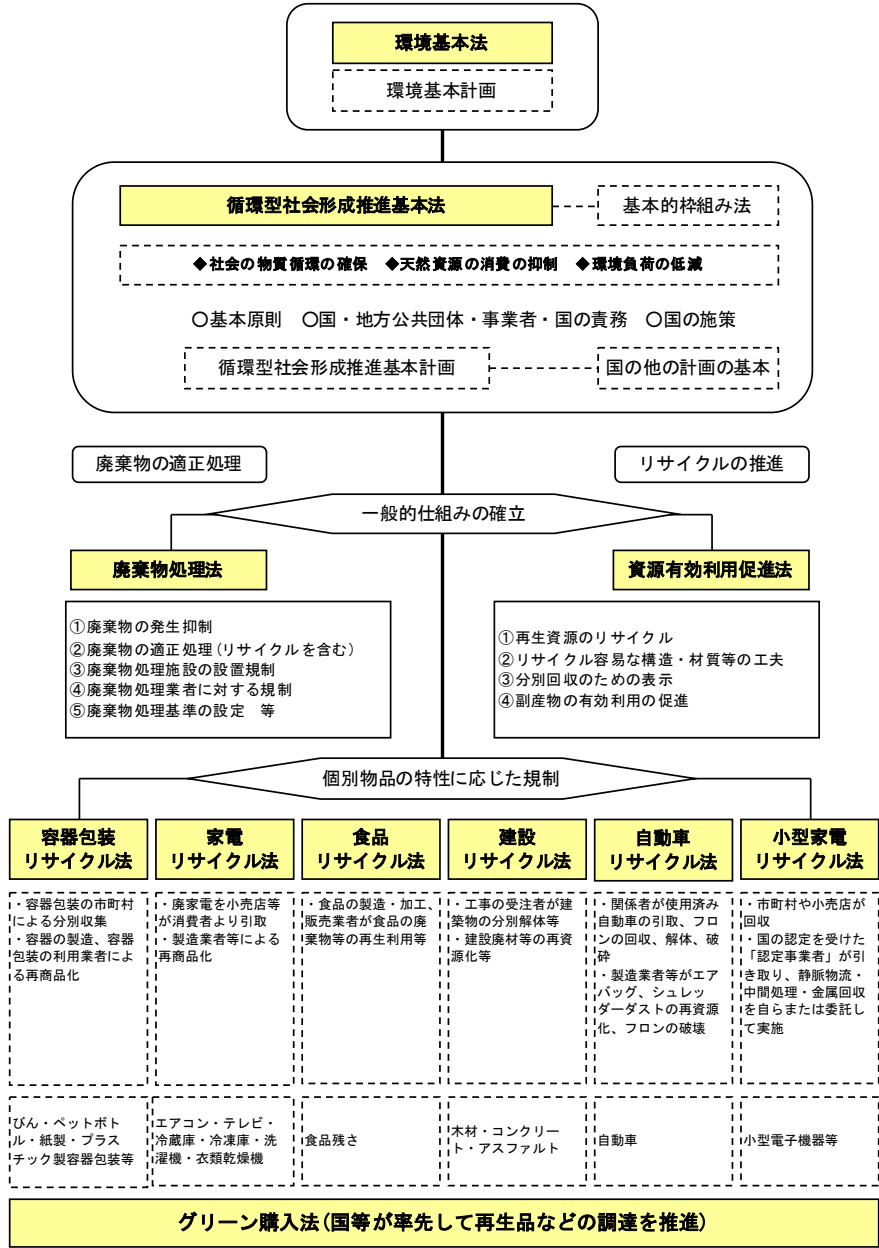


図 4-1-1 循環型社会の形成のための法体系（環境省資料より作成）

2 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の中で容積比が大きな割合を占める容器包装廃棄物について、リサイクルを進めるために1995(平成7)年に「容器包装リサイクル法」が制定されました。1997(平成9)年4月より缶、びん、ペットボトル及び紙パックが、2000(平成12)年より紙製容器包装、プラスチック製容器包装及びダンボールが対象品目として分別収集及び再商品化が進められてきました。

2008(平成20)年4月から施行された市町村への資金拠出制度では、リサイクルに実際かかった費用が、あらかじめかかるであろうと想定されていた額を下回った場合に、その差額の2分の1に相当する額を市町村による貢献として「再商品化合理化拠出金」が支払われます。

また、国は、2R(リデュース、リユース)を特に重要視し、「容器包装廃棄物排出抑制推進員(3R推進マイスター)による消費者等への普及啓発取組」や使い捨て飲料容器の削減を目指した「マイボトル・マイカップキャンペーン」を推進しています。

3 家電リサイクル法

廃棄物の減量と有用な部品・素材の再商品化等を図り循環型社会を実現していくため、家電製品等の製造業者及び小売業者等に義務を課し、再商品化の仕組みづくりとして、家電リサイクル法が1998(平成10)年6月に公布、2001(平成13)年4月から施行されています。

現在、対象となる機器はエアコン、テレビ(ブラウン管・液晶〔携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビを除く〕等・プラズマ各テレビ)、冷蔵庫・冷凍庫、及び洗濯機・衣類乾燥機の4品目です。

一方で近年、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可や市町村の委託等を受けていない「不用品回収業者」が一般家庭や中小の事務所から排出される使用済み家電等を収集、運搬等をするう違法行為が増加しています。これを踏まえ、2012(平成24)年3月に、「使用済み家電製品の廃棄物該当性の判断について」が全国自治体に通知され、市場価値の無い中古品や中古品の扱いがされていないものについては金銭の授受に関係なく「廃棄物」と解釈されることが明確化されました。また、製造業者や小売業者、地方公共団体、国、消費者が積極的に廃家電の回収促進に取り組み、社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、2015(平成27)年3月末に廃家電の回収率目標を家電リサイクル法の基本方針として規定され、2018(平成30)年までに回収率を56%まで引き上げる目標が設定されました。

4 食品リサイクル法

食品リサイクル法は、食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食

等)による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的に、2001(平成13)年5月に施行されました。また、食品関連事業者への指導監督の強化と再生利用の円滑化を図る観点から、2007(平成19)年に改正され、再生利用等への「熱回収」の追加、多量の食品廃棄物を排出する事業者への定期報告の義務付け、再生利用事業計画認定制度の見直し等が行われました。

2014(平成26)年には、「中央環境審議会及び食糧・農業・農村政策審議会の下での合同会合」における意見具申及び答申を踏まえて、食品廃棄物等の再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、メタン化等飼料化及び肥料化以外の再生利用の順とすること、新たにその他の畜産食料品製造業、食酢製造業、菓子製造業などの5業種の食品廃棄物等の発生抑制の目標値設定、食品関連事業者の業種ごとの2019(平成31)年度までの再生利用等実施率目標を設定するなどの改正が行われました。

5 建設リサイクル法

2000(平成12)年5月に公布された建設リサイクル法では、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)について、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、又は特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材廃棄物を現場で分別し再資源化等を行うことを2002(平成14)年5月から義務付けています。

さらに解体工事者の登録制度を設け、解体工事等を行う者は都道府県知事の登録を受けることを義務付けています。

6 自動車リサイクル法

2002(平成14)年7月に制定、2005(平成17)年1月1日に施行された自動車リサイクル法は、使用済自動車の処理工程で発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストについて、自動車製造業者及び輸入業者(以下「製造業者等」という。)に対して、引取及びリサイクル(フロン類については破壊)を義務付けています。自動車所有者、引取業者、フロン回収業者、解体業者に対しても、適正な引取及び引渡を行うためのシステム及びルールを定めています。製造業者等は、エアバッグ類は85%以上、シュレッダーダストは段階的に2009(平成21)年度までは30%、2014(平成26)年度までは50%、2015(平成27)年度以降は70%以上のリサイクル率を達成すると共に、そのリサイクルの状況を毎年度公表する必要があります。

7 小型家電リサイクル法

2013(平成25)年4月1日から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）」が施行されました。

小型家電リサイクル法では、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することによって、環境負荷削減と資源確保を図ることを目的とします。

制度では、市町村や小売店が回収した使用済み小型電子電気機器を国の認定を受けた「認定事業者」が引き取り、静脈物流※・中間処理・金属回収を自ら又は委託して実施し、循環利用を図るシステムとなっています。

※使用済み製品や廃棄物を回収するような、いわゆる生産側から消費者へ向かう流れとは逆方向の物流のこと

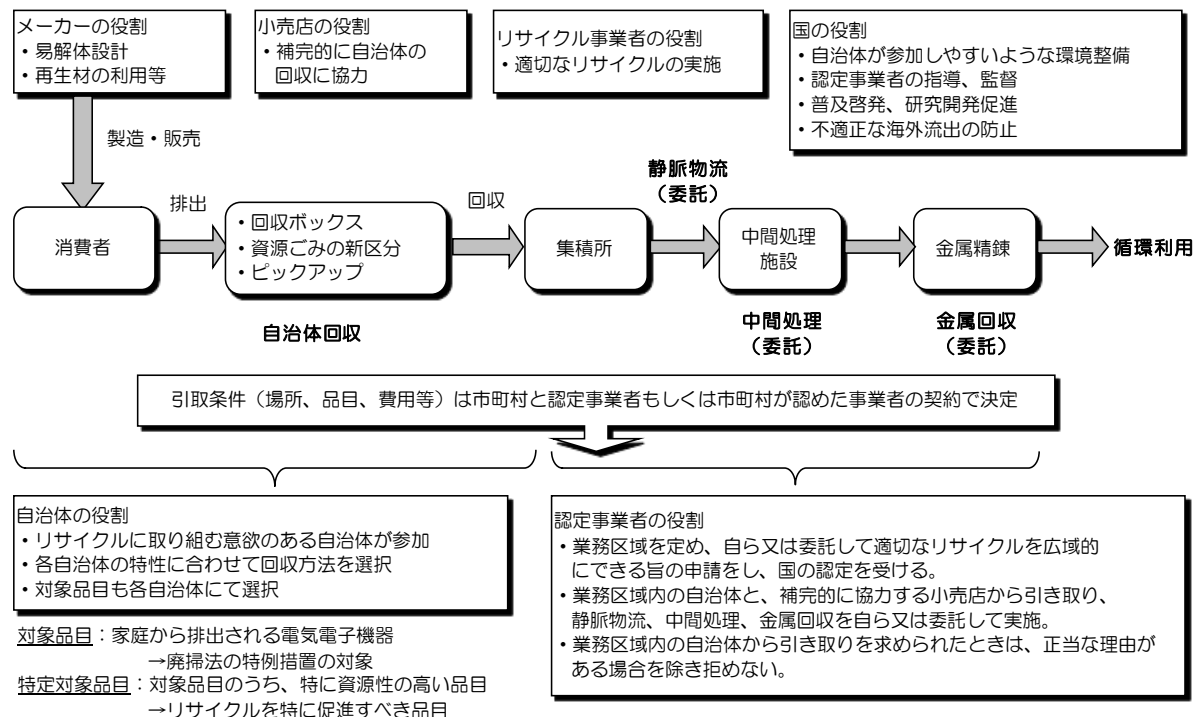


図 4-1-2 小型家電リサイクルの概要（環境省資料より作成）

4-2 国の方針・目標

1 第四次循環型社会形成推進基本計画

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを旨とし、国は循環型社会形成推進基本法（2000（平成12）年法律第110号）に基づき、2018（平成30）年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定しています。

表 4-2-1 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

区 分	概 要
持続可能な社会づくりとの統合的取組	・地域循環共生圏の形成 ・シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ・家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ・高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ・未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ・廃棄物エネルギーの徹底活用 ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ・廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開
地域循環共生圏形成による地域活性化	・地域循環共生圏形成による地域活性化 ・コンパクトで強靱なまちづくり ・バイオマスの地域内での利活用
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	・開発設計段階での省資源化等の普及促進 ・シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ・素材別の取組等
適正処理の推進と環境再生	・適正処理 ・環境再生 ・東日本大震災からの環境再生
災害廃棄物処理体制の構築	・自治体、地域、全国レベルでの処理体制構築
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	・国際資源循環 ・海外展開
循環分野における基盤整備	・電子マニフェストを含む情報の活用 ・技術開発棟（廃棄物分野のIT活用） ・人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン）

表 4-2-2 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要（指標・目標）

項 目		指標の種類	指 標
循環型社会の全体像	入口	物質フロー指標	資源生産性：約49万円/トン(2025年度)
	循環	物質フロー指標	入口側の循環利用率：約18%(2025年度)
			出口側の循環利用率：約47(2025年度)
出口	物質フロー指標	最終処分量：約1,300万トン(2025年度)	
持続可能な社会づくりとの統合的な取り組み	環境的側面と経済的側面の統合的向上	項目別取組指標	循環型社会ビジネスの市場規模：2000年度の約2倍(2025年度)
	環境的側面と社会的側面の統合的向上	項目別物質フロー指標	家庭系食品ロス量：2000年度の半減(2030年度) 事業系食品ロス量：今後、食品リサイクル法の基本方針において設定
	循環と低炭素の統合的向上	項目別取組指標	期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率：21%(2022年度)
多種多様な地域循環共生圏の形成		項目別物質フロー指標	1人1日当たりのごみ排出量：約850g/人・日(2025年度)
			1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：約440g/人・日(2025年度)
			事業系ごみ排出量：約1,100万トン(2025年度)
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環		項目別物質フロー指標	出口側の循環利用率：約47%(2025年度)
		項目別物質フロー指標	家庭系食品ロス量：2000年度の半減(2030年度) 事業系食品ロス量：今後、食品リサイクル法の基本方針において設定
			項目別取組指標
		土石・建設材料	項目別取組指標
適正処理の更なる推進と環境再生	適正処理の更なる推進	項目別取組指標	電子マニフェストの普及率：70%(2022年度)
			一般廃棄物最終処分場の残余年数：2017年度の水準(20年分)を維持(2022年度)
			産業廃棄物最終処分場の残余年数：要最終処分量の10年分程度(2020年度)
万全な災害廃棄物処理体制の構築		項目別取組指標	災害廃棄物処理計画策定率：都道府県100%、市町村60%(2025年度)
循環分野における基盤整備	循環分野における情報整備	項目別取組指標	電子マニフェストの普及率：70%(2022年度)
	循環分野における人材育成、普及啓発等	項目別取組指標	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：約90%(2025年度) 具体的な3R行動の実施率：2012年度の世論調査から約20%上昇(2025年度)

2 廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針・2001(平成13)年5月環境省告示第34号)」を定め、2016(平成28)年1月に一部変更・追加をしています。

表 4-2-3 廃棄物処理基本方針の主な変更・追加箇所の概要1（2016(平成28)年1月）

区分		主な変更・追加箇所
基本的な方向		・世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、地球環境問題へ対応する。 ・低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組を推進する。
廃棄物の適正な処理に関する目標（2020年度）	排出量	【一般廃棄物】 2012年度比約12%削減 【産業廃棄物】 2012年度に対し増加を約3%に抑制
	再生利用率	【一般廃棄物】 約27%に増加 【産業廃棄物】 約56%に増加
	最終処分量	【一般廃棄物】 2012年度比約14%削減 【産業廃棄物】 2012年度比約1%削減
	一人一日当たり排出量	【家庭系ごみ】 500g/人・日（集団回収量、資源ごみ等を除く）
施策推進に関する基本的事項	国民の役割	・食品の購入に当たっては、適量の購入等により食品ロスを削減する。 ・自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。 ・使用済小型電子機器等を市町村等へ引き渡す。
	市町村の役割	・関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。 ・民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、適切に位置付けるように努める。 ・他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努める。 ・災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制を確保する。
	国の役割	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。 ・水銀廃棄物の適正な回収を促進する。
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制の確保	・事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける。 ・地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェストの使用の促進を図る。
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標	・食品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。 ・焼却施設については、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。
	産業廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	・熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を推進する。
その他廃棄物の処理に関する必要な事項		・技術開発及び調査研究の推進に当たっては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（中央環境審議会答申）」も踏まえ、戦略的に実施していく。

表 4-2-4 廃棄物処理基本方針の主な変更・追加箇所の概要2（2016(平成28)年1月）

区 分		主な変更・追加箇所
非 常 災 害 時 に お け る 施 策 を 実 施 す る た め に 必 要 な 事 項	施策の基本的 考え方	・災害廃棄物は、可能な限り分別、再生利用等によりその減量を図り、廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる。
	市町村の役割	・各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行う。 ・非常災害時には災害廃棄物処理実行計画を策定し、被災地域の廃棄物処理施設や最終処分場等を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行う。 ・大規模災害時には、広域的連携体制で域内の災害廃棄物の処理を行う。
	都道府県の 役割	・各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定・見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行う。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、域内の処理全体の進捗管理に努める。 ・大規模災害時には、速やかに実行計画を策定し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、被災市町村に対する支援を行う。
	国の役割	・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定し、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進める。 ・地域ブロック間の連携を促進する。 ・非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行う。 ・大規模災害発生時には、速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定める。
	事業者及び 技術専門家の 役割	・非常災害発生時には、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努める。 ・大量の災害廃棄物又は非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、主体的に処理するよう努める。
	大学・研究 機関等 専門家の 役割	・国及び地方公共団体に対して必要な協力を行う。 ・発災後に重要となる廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努める。
	災害廃棄物 対策としての 処理施設の 整備及び 災害時の運用	・地方公共団体は、平時の備えとして地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期的な計画を共有し、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努める。 ・大規模災害発生時には、公共関与による処理施設等の活用を検討する。 ・地方公共団体は、域内における廃棄物処理施設について、先行投資的な視点、主体的な取組の視点などを踏まえた整備に努める。 ・大規模災害時には、災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。 ・国は、地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行う。 ・地方公共団体は、非常災害発生時には、整備した処理施設、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保する。
	災害廃棄物 対策に関する 技術開発と 情報発信	・国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システムの課題整理・活用するとともに、災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。 ・地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の情報発信を行う。 ・地方公共団体は、平時から、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努める。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努める。

3 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、5年ごとに国が策定するものです。2018(平成30)年6月に策定された廃棄物処理施設整備計画では、2018(平成30)年度から2022(平成34)年度までを計画期間とし、これまで取り組んできた3R及び廃棄物の適正処理の推進や気候変動対策、災害時の対策に加え、地域に新たな価値を創造する廃棄物処理施設の整備について特に強調しています。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要となるソフト面での対策について定めています。

表 4-2-5 廃棄物処理施設整備計画の概要1

区 分	計 画 概 要
計画期間	■2018年度から2022年度の5年間
基本的理念	■基本原則に基づいた3Rの推進 ■気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 ■地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
重点目標 (2017年度見込み 値からの2022年 度目標)	■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 ・ごみのリサイクル率：21% → 27% ・最終処分場の残余年数：2017年度の水準(20年分)を維持 ■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19% → 21% ・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：40% → 46% ■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 ・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：53% → 70% ・浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合：62% → 76% ・省エネ型浄化槽の導入によるCO₂排出削減量：5万トンCO₂ → 12万トンCO₂
廃棄物処理施設 整備及び運営の 重点的、効果的かつ 効率的な実施 のポイント	(1)市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 ・食品ロス削減を含めた2Rに関する普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等により住民及び関連する事業者の自主的な取組を促進する。 ・分別収集の推進及び一般廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保する。 (2)持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 ・廃棄物の広域的な処理や施設集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。 ・地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラと連携など、地域全体で安定化・効率を図っていく。 ・地域特性を踏まえた整備計画の見直しにも配慮した浄化槽の整備や老朽化した単独処理浄化槽及び公共所有の単独処理浄化槽等の単独転換を推進する。また、浄化槽台帳を活用して単独転換や浄化槽の管理向上を図る。 (3)廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 ・よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギー供給等に取り組み、地域の低炭素化に努める。 ・施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定する。 ・家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化を促進し浄化槽システム全体の低炭素化を図る。 (4)廃棄物系バイオマスの利活用の推進 ・民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携、他の未利用バイオマスとの混合処理、メタンを高効率に回収する施設と廃棄物焼却施設との組合せによるエネルギー回収等、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。

表 4-2-6 廃棄物処理施設整備計画の概要2

区分	計画概要
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント	(5) 災害対策の強化 - 施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、地域の防災拠点として電力・熱供給等の役割も期待できる廃棄物処理システムの強靱性を確保する。 - 災害廃棄物対策計画の策定、災害協定の締結等を含めた関係機関及び関係団体との連携体制の構築、燃料や資機材等の備蓄、災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保する。 (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 - 地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。 - 地方公共団体、民間事業者、地域住民が施設整備に積極的に参画し、関係主体が一体的に検討できる事業体制を構築するとともに、工業団地・農業団地の造成・誘致事業などと連携を進める。 (7) 地域住民等の理解と協力の確保 - 地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設の整備を進めていくためには、地域住民等の理解を得ることが基盤となる。施設の安全性や環境配慮に関する情報だけでなく、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制、災害時の対応、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習等の効果について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努める。 - 日常的な施設見学の受入や稼働状況に係わる頻繁な情報更新など、情報発信及び住民理解の確保等に努め、地域住民等との信頼関係を構築しておく。 (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化 - 入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工事品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。

4 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律(1998(平成10)年法律第117号)第8条に基づき、2016(平成28)年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。本計画では、温室効果ガスの排出及び吸収量の目標、事業者、国民等が温暖化防止のために講ずべき措置についての基本的事項、温暖化防止目標の達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等についての記載があります。本計画の中で、廃棄物処理における取り組みとして3Rの推進、廃棄物処理施設における発電等のエネルギー回収等の更なる推進等についても規定されています。今後、地方公共団体の一般廃棄物処理計画の策定を行う場合には、本計画との整合が取れた内容であることが求められます。

表 4-2-7 廃棄物処理施設整備計画の概要1

区分		計画概要
温室効果ガス削減目標		【2020年度】 2005年度比3.8%減 【2030年度】 2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)
目標達成のための対策・施策	国の基本的役割	■多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進 ■率先した取組の実施 ■国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけ ■地球温暖化対策に関する国際協力の推進 ■大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況等に関する観測及び監視
	地方公共団体の基本的役割	■地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進 ■自らの事務及び事業に関する措置 ■特に都道府県に期待される事項
	事業者の基本的役割	■事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施 ■社会的存在であることを踏まえた取組 ■製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減
	国民の基本的役割	■日常生活に起因する温室効果ガスの排出の抑制 ■地球温暖化防止活動への参加
温室効果ガスの排出削減対策・施策(廃棄物処理関連)		■廃棄物処理における取組(エネルギー起源二酸化炭素) ・温室効果ガスの排出削減にも資する3Rの推進 ・廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の推進 ・廃棄物処理施設やリサイクル設備等における省エネルギー対策、ごみの収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの排出抑制の推進 ■廃棄物焼却量の削減(非エネルギー起源二酸化炭素) ・3Rの取組を促進することにより、石油を原料とする廃プラスチックなどの廃棄物の焼却量の削減(市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入や個別リサイクル法に基づく措置の実施等による廃棄物の排出抑制、再生利用の推進) ■廃棄物最終処分量の削減(メタン) ・循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標の達成や廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標に向けた取組の促進(市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底、処理体制の強化等) ■廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用(メタン) ・廃棄物最終処分場の設置に際して準好気性埋立構造を採用することによる嫌気性埋立構造と比べた場合の生ごみなどの有機性廃棄物の生物分解の抑制 ■一般廃棄物焼却量の削減等(一酸化二窒素) ・3Rの取組の促進による一般廃棄物焼却施設における廃棄物の焼却量を削減 ・ごみ処理の広域化等による全連続式焼却炉への転換や一般廃棄物焼却施設における連続運転による処理割合の増加による一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化

4-3 北海道の方針・目標

1 北海道廃棄物処理計画

北海道の廃棄物処理計画は、1974(昭和49)年12月に北海道産業廃棄物処理計画として策定され、第次計画まで産業廃棄物の適正処理を目的として見直しされてきました。廃棄物処理法の改正により一般廃棄物もあわせた処理計画を定めることとなり、2001(平成13)年12月に北海道廃棄物処理計画として策定され、2005(平成17)年3月、2010(平成22)年4月の改訂を経て、2015(平成27)年3月に新たな北海道廃棄物処理計画が策定されています。

新たな北海道廃棄物処理計画は、2015(平成27)年度から2019(平成31)年度までの5年間の計画期間とするもので、国の基本方針で示されている「排出抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処分の確保」、「廃棄物処理施設整備計画」に加え、北海道が目指す循環型社会の実現に向けて基本的な方針に示される「バイオマスの利活用」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を視点としています。

さらに、低炭素社会や自然共生社会と調和し、循環資源を効果的かつ効率的に循環する「地域循環圏の構築」も視点としています。

また、排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保、バイオマス利活用において、2019(平成31)年度における目標値を以下のように定めています。

表 4-3-1 北海道廃棄物処理計画(第4次計画)の目標値

目標区分	指 標	基準年度 (2012(平成24)年度)	目標年度 (2019(平成31)年度)
排出抑制 に関する目標	一般廃棄物の排出量	2,013千トン	1,800千トン以下 (約11%減)
	一人1日当たりごみ排出量	1,004g/人・日	940g/人・日以下
	一人1日当たり家庭ごみ排出量	622g/人・日	590g/人・日以下
	※参考値 資源ごみを除いた国の目標値 に合わせた家庭ごみ排出量	478g/人・日	450人・日
適正な循環的利用 に関する目標	リサイクル率	23.6%	30%以上
適正処分の確保に 関する目標	最終処分量	402千トン	290千トン以下 (約28%減)
バイオマスの利活用 に関する目標	廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	86%	88%以上

2 北海道災害廃棄物処理計画

道では、災害からの早期の復旧復興に向けて、災害に伴い発生した廃棄物（災害廃棄物）の迅速かつ適正な処理を推進するため、「北海道災害廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画は、災害からの早期の復旧復興に向けて発災時に北海道が対応すべき事項及び被災した市町村が災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要となる事項や関係機関の役割、備えておくべき事項等を整理しているほか、今後、市町村が「市町村災害廃棄物処理計画」を策定する際の参考として活用されることも目的としています。

表 4-3-2 北海道廃棄物処理計画(第4次計画)の目標値

区分		計画概要
対象とする災害		・地震災害及び水害その他の災害
対象とする 業務と災害 廃棄物	業務	・一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分 ・個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去 等
	災害廃棄物	・地震や津波、大雨等の災害によって発生する廃棄物等のほか、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物 ・放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象外
役割分担	道の役割	・発災に備えた、国、市町村、関係機関、関係団体との情報共有や連携、市町村の災害廃棄物処理計画策定の必要性の周知や、技術的支援等 ・発災時の被害状況や作業の進捗状況を踏まえた技術的支援や人的支援 ・災害の規模に応じた周辺市町村との広域的な処理体制の構築や、処理全体の進行管理 ・被害状況や作業の進捗状況を踏まえた事業者や関係団体への応援要請、市町村や関係団体等との調整 ・被災した市町村内での災害廃棄物の処理が困難な場合、隣接する市町村での広域処理について、関係者との調整 ・被害が甚大な場合など道内での処理が困難な場合は、国と連携して他ブロックでの処理について要請 ・災害により、市町村自らの災害廃棄物処理が困難な状況となった場合に、当該市町村から地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づく事務委託を受け、道が処理主体となった災害廃棄物処理実行計画を策定、災害廃棄物の処理
	市町村の役割	・発災後の災害廃棄物の処理、平常時と同様の生活ごみの回収・処理、避難所ごみの回収・処理 ・仮設トイレの設置とし尿の回収・処理など被災地域の衛生確保 ・災害廃棄物の処理にあたり、適正かつ円滑、迅速な処理及び可能な限り再生利用に努めた減量化 ・被災状況を踏まえた道及び事業者等に対する支援要請の検討
	国の役割	・市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑、迅速に進められるよう、必要な財政措置、専門家の派遣、道外の他都府県との広域処理に係る調整、災害廃棄物の処理に関する情報提供などの支援 ・大規模災害時において、市町村自らの処理が困難として要請がある場合には、国が災害廃棄物の処理を代行
	事業者の役割	・災害廃棄物の早期処理に資するため、道又は市町村から災害廃棄物処理に関する協力要請があった場合の協力 ・発災時の協力内容の検討、人材や資機材などの把握

第5章 ごみ処理の基本方針

5-1 ごみ処理の基本方針

本町では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、天然資源が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会への転換を目指してきました。

本計画のごみ処理基本方針は、前計画と第6次総合計画で示した方針を継続するものとし、今後も環境にやさしいまちづくりに実現のため脱焼却とし、ごみ減量の基本である4R《Refuse(ごみを作らない・断る)・Reduce(ごみを減らす・不要なものを買わない)・Reuse(再使用する)・Recycle(再生利用する)》に即し、徹底したごみの資源化や中間処理を行い、最終処分量の減量に努め最終処分場の延命を目指していきます。併せて、不適正排出や不法投棄などの防止に努め、適正なごみ処理体制を図ります。

本町のさらなるごみの減量化と未利用資源のリサイクルを通して、環境保全やリサイクルの重要性を訴え、良い環境を未来の子供たちに残していきます。

5-2 各処理段階における目標

基本方針に基づいて、ごみ処理の各段階における主な目標を以下に定めます。

1 ごみの排出抑制・減量化

今後は、家庭・事業所単位でのごみの排出抑制を推進するとともに、具体的な排出目標を設定し、町民・事業者・本町が協力し、ごみの排出抑制・再使用等を更に推進します。

2 収集・運搬

排出されるごみは、優先的に再生利用を進めることが重要です。現在、17種類に分別して収集していますが、「生ごみ」・「炭にできるごみ」・「炭にできないごみ」については、将来的に広域処理施設での処理が想定されることから、広域処理に適合し、かつ効率的な収集・運搬システムの構築を図ります。

3 中間処理・最終処分

今後も現状の処理を継続しますが、現最終処分場は、このままでは埋立容量がひっ迫する状況であることから、埋立容量削減による施設の延命化を図ります。

5-3 数値目標の設定

1 ごみ減量化推進目標

家庭・事業所単位で処理するごみの減量と資源物分別徹底を推進するものとし、本計画のごみ減量・資源化推進目標は、以下のとおりとします。

ごみ総排出量は現状推移に対して家庭系で約11.3%減量、事業系で約18.1%減量し、総量では約13.3%減量します。

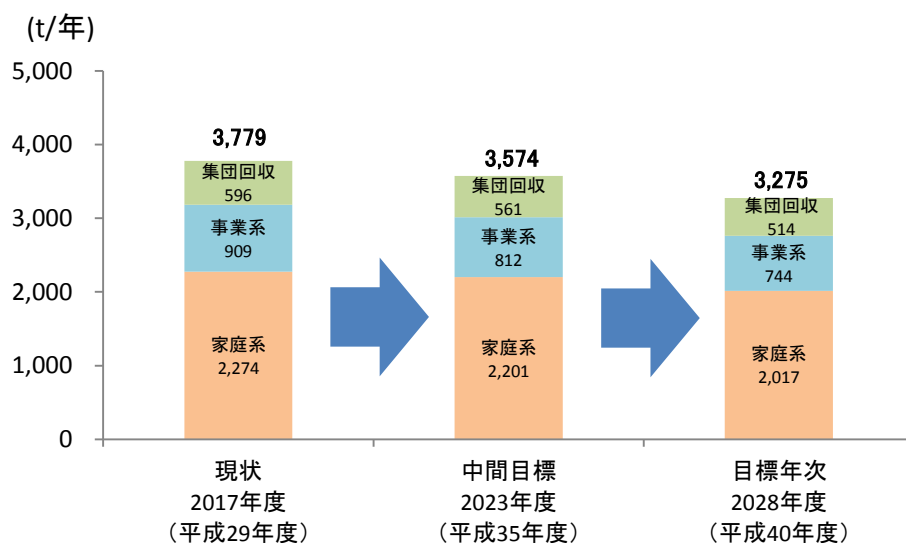
ごみ減量化推進目標（2028（平成40）年度）

①ごみ総排出量の減量

発生抑制および資源物分別徹底による減量

2028平成40年度までに現状推移に対して以下の数値を減量する。

ごみ総排出量 3,871 t/年 → 3,275 t/年



第6章 ごみ排出量の推計

6-1 ごみ排出量の推計の手法

図 6-1-1に一般的なごみ排出量の推計の流れを整理したフローを示します。まず、今後10年間、将来人口および現在の処理状況で推移した場合の「ごみ排出量の現状推計」を行い、次に、これら現状推計に対して、減量・資源化推進の目標を設定し、発生抑制および資源回収による生ごみ・炭にできるごみ・炭にできないごみ・粗大ごみの減量、資源回収推進による資源物の増量を考慮した「減量化・資源化推進後のごみ排出量」を算定します。

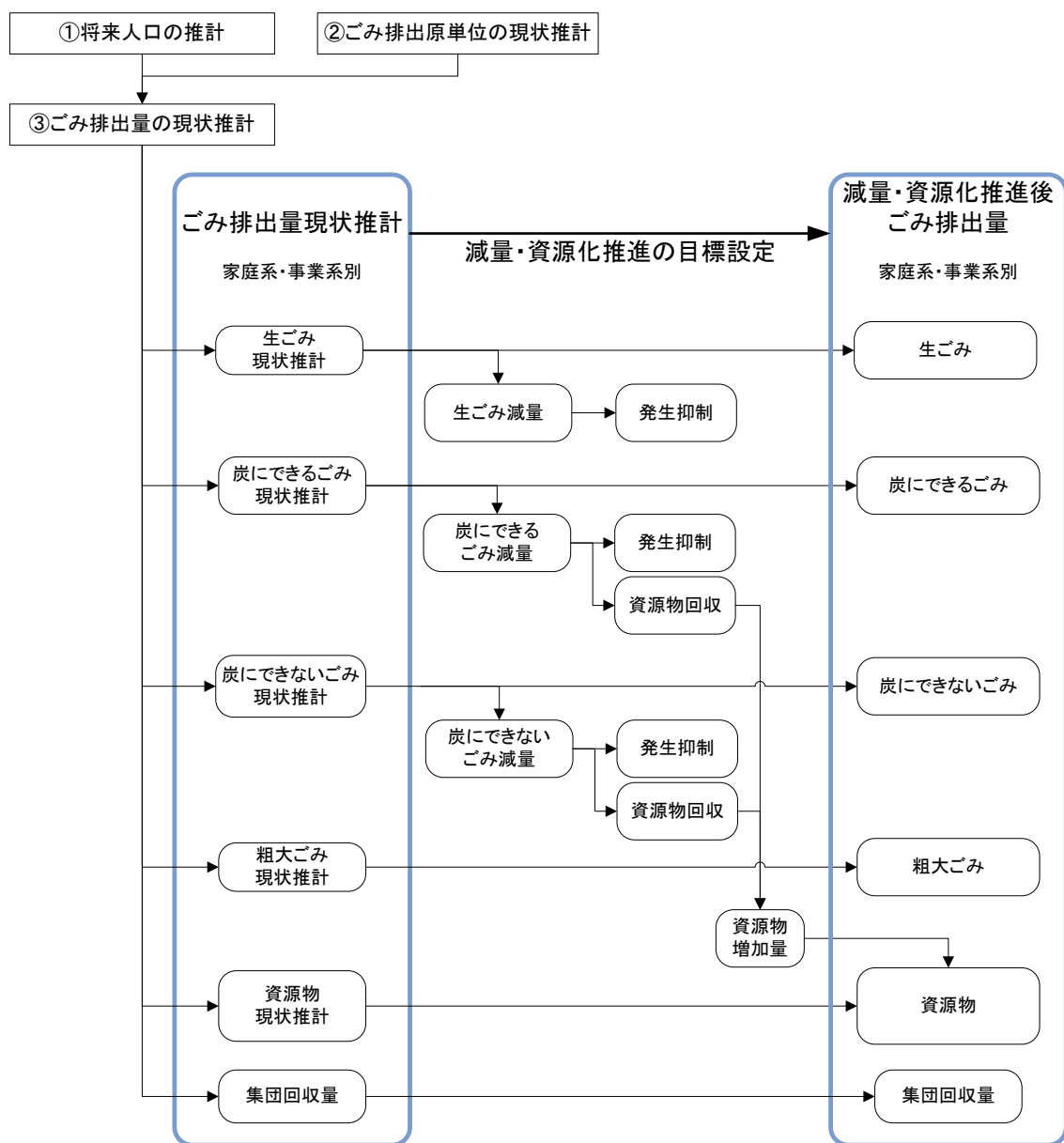


図 6-1-1 ごみ排出量の推計フロー

6-2 ごみ排出量の推計

本町は、2011（平成23）年度から単独でごみの炭化処理を行ってきましたが、炭化炉の故障による炭化処理施設の安全性確保や維持管理費上の問題、更に、ごみ分別の困難性の解消を検討した結果、2014（平成26）年に炭化処理施設を廃止し、2015（平成27）年10月に広域組合に加入しました。このため、それまで炭にできるごみ/できないごみとして処理してきた家庭・事業系ごみについては、今後、広域組合のごみ処理区分に従い処理を行っていく必要があります。

道央廃棄物処理組合では2016（平成28）年3月に、ごみ処理広域化基本計画（道央廃棄物処理組合、以下、広域化基本計画という。）を策定し、その中で、広域処理化後の体制における本町のごみ排出量の推計を行っています。表 6-2-1にごみ排出量の推計値を示します。

なお、本町の将来的な人口推計には、「国立社会保障・人口問題研究所（社人研）」がコーホート要因法で推定した「日本の地域別将来人口（平成24年推計）」を用いています。

本計画においては、広域化基本計画で推計したごみ排出量を元に計画の目標設定を行います。

ごみ処理基本計画

表 6-2-1 ごみ排出量の推計値（ごみ処理広域化基本計画（2016(平成28)年3月、道央廃棄物処理組合）を元に作成）

（単位：特に説明が無い場合を除き t / 年）

	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)	2022年度 (平成34)	2023年度 (平成35)	2024年度 (平成36)	2025年度 (平成37)	2026年度 (平成38)	2027年度 (平成39)	2028年度 (平成40)
計画収集人口(人)	11,875	11,698	11,552	11,338	11,154	10,969	10,785	10,601	10,418	10,235	10,053
家庭系廃棄物	2,991.0	2,946.0	2,902.0	2,856.0	2,808.0	2,762.0	2,717.0	2,670.0	2,623.0	2,578.0	2,531.0
生ごみ	572.0	564.0	555.0	546.0	537.0	528.0	-	-	-	-	-
炭にできるごみ	429.0	423.0	416.0	410.0	403.0	396.0	-	-	-	-	-
炭にできないごみ	455.0	448.0	442.0	435.0	427.0	420.0	-	-	-	-	-
燃やせるごみ	-	-	-	-	-	-	1,217.2	1,196.0	1,174.8	1,154.6	1,133.4
燃やせないごみ	-	-	-	-	-	-	105.8	104.0	102.2	100.4	98.6
粗大ごみ	22.0	21.0	21.0	21.0	20.0	20.0	20.0	19.0	19.0	19.0	18.0
資源ごみ	906.0	892.0	879.0	865.0	851.0	837.0	823.0	809.0	795.0	781.0	767.0
集団回収	607.0	598.0	589.0	579.0	570.0	561.0	551.0	542.0	532.0	523.0	514.0
廃棄物原単位(g/人・日)	690.1	690.0	690.0	690.1	689.7	689.9	690.2	690.0	689.8	689.8	689.8
事業系一般廃棄物	880.0	868.0	854.0	841.0	826.0	812.0	800.0	786.0	771.0	771.0	744.0
生ごみ	299.0	295.0	290.0	286.0	281.0	276.0	-	-	-	-	-
炭にできるごみ	143.0	141.0	139.0	137.0	134.0	132.0	-	-	-	-	-
炭にできないごみ	299.0	295.0	290.0	286.0	281.0	276.0	-	-	-	-	-
燃やせるごみ	-	-	-	-	-	-	620.1	609.0	597.1	587.9	576.8
燃やせないごみ	-	-	-	-	-	-	53.9	53.0	51.9	51.1	50.2
資源ごみ	139.0	137.0	135.0	132.0	130.0	128.0	126.0	124.0	122.0	120.0	117.0
一般廃棄物合計	3,871.0	3,814.0	3,756.0	3,697.0	3,634.0	3,574.0	3,517.0	3,456.0	3,394.0	3,337.0	3,275.0
下水道汚泥	889.4	876.2	863.0	849.2	835.4	821.6	807.8	794.0	780.3	766.6	753.0
総計	4,760.4	4,690.2	4,619.0	4,546.2	4,469.4	4,395.6	4,324.8	4,250.0	4,174.3	4,103.6	4,028.0
焼却施設	-	-	-	-	-	-	1,837.2	1,805.0	1,771.9	1,742.5	1,710.3
家庭系廃棄物 燃やせるごみ	-	-	-	-	-	-	1,217.2	1,196.0	1,174.8	1,154.6	1,133.4
事業系普通ごみ 燃やせるごみ	-	-	-	-	-	-	620.1	609.0	597.1	587.9	576.8
炭化処理	172.9	170.5	167.8	165.3	162.3	159.6	-	-	-	-	-
家庭系廃棄物 炭にできるごみ	129.7	127.9	125.8	123.9	121.8	119.7	-	-	-	-	-
事業系一般廃棄物 炭にできるごみ	43.2	42.6	42.0	41.4	40.5	39.9	-	-	-	-	-
堆肥化処理	1,760.4	1,735.2	1,708.0	1,681.2	1,653.4	1,625.6	-	-	-	-	-
家庭系廃棄物 生ごみ	572.0	564.0	555.0	546.0	537.0	528.0	-	-	-	-	-
事業系一般廃棄物 生ごみ	299.0	295.0	290.0	286.0	281.0	276.0	-	-	-	-	-
下水道汚泥	889.4	876.2	863.0	849.2	835.4	821.6	-	-	-	-	-
(別途処理)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下水道汚泥	-	-	-	-	-	-	807.8	794.0	780.3	766.6	753.0
資源化施設	1,045.0	1,029.0	1,014.0	997.0	981.0	965.0	949.0	933.0	917.0	901.0	884.0
家庭系廃棄物 資源ごみ	906.0	892.0	879.0	865.0	851.0	837.0	823.0	809.0	795.0	781.0	767.0
事業系一般廃棄物 資源ごみ	139.0	137.0	135.0	132.0	130.0	128.0	126.0	124.0	122.0	120.0	117.0
最終処分場	1,213.2	1,195.1	1,177.2	1,160.0	1,138.5	1,119.6	464.8	456.0	448.0	440.9	432.1
家庭系廃棄物 炭にできないごみ	455.0	448.0	442.0	435.0	427.0	420.0	-	-	-	-	-
燃やせないごみ	-	-	-	-	-	-	105.8	104.0	102.2	100.4	98.6
粗大ごみ	22.0	21.0	21.0	21.0	20.0	20.0	20.0	19.0	19.0	19.0	18.0
事業系一般廃棄物 炭にできないごみ	299.0	295.0	290.0	286.0	281.0	276.0	-	-	-	-	-
燃やせないごみ	-	-	-	-	-	-	53.9	53.0	51.9	51.1	50.2
家庭系・事業系一般廃棄物 炭にできるごみ残渣	399.1	393.5	387.2	381.7	374.7	368.4	-	-	-	-	-
資源ごみ残渣	38.1	37.6	37.0	36.4	35.8	35.2	34.6	34.1	33.5	32.9	32.3
焼却残渣	-	-	-	-	-	-	250.4	246.0	241.5	237.5	233.1

※ 端数処理の関係上、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。
 ※ 炭化処理施設の廃止に伴い、焼却施設新設までは外部に委託処理を行っています。

第7章 ごみ処理基本計画

基本方針および減量化・資源化推進の目標を達成するために、計画期間におけるごみの減量化、収集運搬、中間処理、最終処分、その他の計画を定めます。

7-1 ごみの排出抑制・減量化計画

1 町民・事業者・本町における役割

循環型社会形成において、ごみの発生抑制・減量化は最も優先的に行うべき行動であり、町民、事業者及び本町がそれぞれの立場で取り組むことが重要です。

(1) 町民の役割

- ①ライフスタイルの見直し
- ②ごみの減量化、リサイクルに適した商品の購入
- ③買い物袋持参によるごみの排出の抑制
- ④販売店が実施する簡易包装に対する協力
- ⑤使い捨て商品の購入の自粛

(2) 事業者の役割

- ①使い捨て商品の開発、製造販売の見直し
- ②流通、販売段階での簡易包装の推進
- ③リサイクル型商品の開発や再生品利用の推進
- ④事業活動に伴うごみの減量化、再資源化の促進

(3) 行政の役割

- ①町民、事業者に対するごみの減量化・分別排出の徹底の啓発、指導
- ②処理施設の見学等説明会等での啓発活動の低年齢化推進
- ③全町一斉清掃など地域の環境美化運動への積極的取り組み
- ④町民や事業者による自主的な活動の支援と誘導促進
- ⑤国や企業に対し、効果的な発生・排出抑制策の推進
- ⑥栗山町環境推進協議会における適切な処理方策の検討

2 ごみの排出目標

ごみ処理の基本方針に基づき、中間目標（2023(平成35)年度）、目標年次(2028(平成40)年度)におけるごみ総排出量は、以下のとおりです。

表 7-1-1 ごみの排出目標（再掲）

区 分	単 位	現状 2017年度 (平成29)	中間目標 2023年度 (平成35)	目標年次 2028年度 (平成40)
行政区域内人口	人	12,098	10,969	10,053
ごみ総排出量	t/年	3,779	3,574 -5.4%	3,275 -13.3%

3 町民・事業者によるごみ減量化の推進

ごみ減量化の推進について、町民や事業者が自主的に取り組むように、本町が中心になって以下の事項について支援もしくは検討します。

(1) 広報誌・ホームページによる情報提供

広報誌やホームページは、町民にとって本町からの情報を得る最も身近なものです。定期的に刊行（更新）される利点を活かし、月ごとのごみ排出量や、家庭・事業所内での再使用方法の紹介、ごみ減量に取り組む店舗等に関する情報について提供することによって、町民に対してごみ減量に対する意識の向上を図ります。

(2) 生ごみの自家処理の推進

生ごみ減量化はごみの減量化において非常に有効です。まず、日常生活又は事業活動を見直すことで生ごみの発生自体を減らし、さらに排出時には水切りや、コンポスト容器利用等での生ごみ減量を広報やホームページ等で周知します。

(3) マイバック運動の推進

町民に対して、買い物の際に買い物袋(マイバック)の持参やレンタルかごの活用を啓発し、レジ袋や包装紙等の削減に努めます。

(4) 事業者への啓発活動

小売業者へ過剰包装の自粛をお願いするとともに、簡易包装に対する理解が得られるように町民にアピールします。

繰り返し使用できる製品や、長寿命製品、詰め替え製品(リターナブルびん等)、廃棄する割合の少ない商品の製造、販売を啓発します。

また、生産・製造段階でごみの排出が可能な限り抑制されるように、材料や製造プロセスの見直しを啓発します。

(5) 各種団体への啓発活動

本町の職員が、町内会・自治会等にごみ減量・再生利用等に関する勉強会や説明会を開催し、普及啓発を図ります。

(6) 小中学生への啓発活動

小中学生段階でごみの減量化などについての意識を育んでもらうよう教育委員会と連携を図り、処理施設の見学等説明機会の場をより多く設定するなど、啓発活動の低年齢化を図ります。

(7) 環境美化運動の推進

町内会・自治会・ボランティアグループなど地域との連携をはかり、ポイ捨てなどの不法な排出の抑制に努め、全町一斉清掃など地域の環境美化運動に今後も積極的に取り組みます。

7-2 収集運搬計画

1 収集方法

基本事項を以下に示します。当面は、現在の収集体制を継続していきますが、目標年次においては焼却処理の広域処理に則った分別収集が必要となります。

(1) 収集区分

目標年次における分別収集品目は、基本的に現行の収集区分を維持するものとしませんが、焼却ごみの広域処理が想定されるため、現状の「生ごみ」、「炭にできるごみ」、「炭にできないごみ」を、「燃やせるごみ」又は「燃やせないごみ」にあらためて区分しなおす必要があります。

(2) 収集運搬範囲

現行どおり、収集対象は栗山町の行政区域を対象とします。

(3) 収集運搬方法

現行体制を継続します。

(4) 有料指定袋・ごみ処理手数料体系

上述のとおり、計画年次においてはごみ区分の変更が想定されることから袋表示の仕方について検討します。

(5) 収集頻度

現行の収集頻度を継続します。

(6) 収集運搬体制

現行どおり、委託業者による収集を継続します。

表 7-2-1 目標年次におけるごみ分別区分と排出方法

収集区分			代表品目	排出方法・収集頻度
燃やせるごみ			料理くず・残飯・野菜くず、ティーパック、卵の殻、貝殻、魚類、肉類、漬物類、固化した食用油、枯れ草、花など	黄色の指定袋 週2回（農村地区は週1回）の収集
			ちり紙、たばこの吸殻、ちり、木くず、布類、紙おむつ、生理用品など	茶色の指定袋 週2回（農村地区は週1回）の収集
燃やせないごみ			ゴム類（運動靴・サンダルなど）、皮製品、リサイクルマークのないプラスチック類など	緑色の指定袋 週2回（農村地区は週1回）の収集
資源物	分別収集	プラスチック	リサイクルマークのあるプラスチック	青色の指定袋 週1回の収集
		缶・びん・ペットボトル	缶：飲料缶、缶詰、スプレー缶 びん：飲料びん、調味料びん、化粧びん、薬びん ペットボトル（キャップとラベルは分離する）	赤色の指定袋 週1回の収集
		紙類	①新聞紙・チラシ・チラシに類する古紙 ②雑誌類（雑誌、本、カタログなど） ③ダンボール ④箱類（お菓子の箱、ティッシュの箱など） ⑤牛乳パック ⑥雑紙（レシート、カーボン紙、銀紙、カップ麺のふた、シュレッダー紙、品質の悪い紙）	①～⑤はひもで十文字に縛って排出 ⑥の雑紙は黒色の指定袋（鉄・金属、わりばしと混ぜない） 週1回の収集
		鉄類・金属・アルミ箔・金属を含む電化製品	鍋・やかん・調理用具、小型電化製品、工具・文房具、金属キャップ・アルミ箔、小さな金属（針、ホチキス針、クリップなど）など	黒色の指定袋（雑紙、わりばしと混ぜない） 週1回の収集
		わりばし類	わりばし、つまようじ、アイスキャンディーの棒など	黒色の指定袋（鉄・金属、雑紙と混ぜない） 週1回の収集
	拠点回収	家庭の食用油	使用済みのてんぷら油（植物性） ※凝固剤で固めたものは生ごみ	（拠点回収） ・専用の回収箱へ搬出 ・容器などにいれてフタをして搬出
		ガラス類・陶器類	ガラス類：窓ガラス、割れたガラスなど 陶器類：皿、植木鉢などの陶器類など	（拠点回収） ・専用の回収箱へ搬出
		電池・電球・蛍光管	「アルカリ・マンガン」・「リチウム」・「ボタン」・「充電式」の電池、蛍光管、電球	（拠点回収） ・専用の回収箱へ搬出 ・電池は種類別に分けて搬出
	粗大ごみ		電気・ガス・石油・厨房器具、家具・寝具・建具、スポーツ・レジャー用品、その他	（戸別回収） ・事前に電話で申し込み ・料金は、品目ごとに設定

2 収集運搬量

中間目標・目標年次における収集品目の収集運搬量を表 7-2-2に示します。

目標年次において、ごみ排出量2,761t/年のうち、約73%を占める2,017t/年を収集します。

表 7-2-2 収集運搬量の見込み

区 分	現状 2017年度 (平成29)	中間目標 2023年度 (平成35)	目標年次 2028年度 (平成40)
生ごみ	558.72	528.0	-
炭にできるごみ	341.25	396.0	-
炭にできないごみ	425.38	420.0	-
燃やせるごみ	-	-	1,133.4
燃やせないごみ	-	-	98.6
粗大ごみ	23.51	20.0	18.0
資源ごみ	841.80	837.0	767.0
計	2,190.66	2,201.0	2,017.0

3 町民・事業者に対する分別徹底および不適正排出防止の推進

現在の分別区分に変更してからある程度の期間が経過し、ごみの分け方への理解は徐々に浸透している状況です。しかしながら、炭化処理施設の廃止により道央廃棄物処理組合への加入が決まり、今後は組合のごみ分別ルールに従ってごみの適性排出が行われていく必要があります。そのため、今後町内で排出されるごみには、分別可能な資源物や分別不適物が多く混入することが想定され、結果的に最終処分場も残余埋め立て年数を逼迫する恐れがあります。

計画期間では、町民・事業者に対して、焼却ごみの広域化を視野に入れたごみ分別の徹底を図るべく、以下に示す施策を重点的に実施します。

(1) 町民・事業者にわかりやすい分別表示方法の検討

本町では、指定袋のほか、配布物「家庭ごみの分け方・出し方」、ホームページ「ごみ分別辞典」等について、高齢者の方々にもわかりやすい表現・表記方法を引き続き周知していきます。

(2) 不適正排出への指導・対策の検討

ごみステーションへの排出については、町内会等单位で適正な分別排出の取り組みや不適正排出への対応をしていただいています。ただ、一部のごみステーションでは収集日以外に排出する、分別していない等の不適正排出や、分別への理解が不十分な人がいる等、町内会

だけでは対応に限界な問題が挙げられています。また、一部の事業者の中でも適正分別ができていない、家庭ごみとして排出している等の問題が発生しています。

今後、本町・収集業者・町内会による管理・連絡体制をより強化するとともに、本町職員が町内会単位で分別の仕方を分かりやすく教える出前講座の開催や、不適正排出が常習化しているごみステーションや事業者に対する直接指導等の施策を検討します。

また、これらの指導・対策でも、町民による不適正排出が改善されないステーションや、不適正排出事業者に対しては、ごみを回収しない等の対応を検討します。

(3) 分別状況の周知方法の検討

町民・事業者に対する定期的な分別状況の周知を目的に、広報やホームページを通じて炭にできるごみ、炭にできないごみの品目別組成調査結果を公開します。

(4) 適正分別への報奨制度導入の検討

ごみ全体量でみると、不適正分別のごみが多い状況ですが、これまで適正な分別排出に一生懸命取り組んできた地区・町内会もあります。本町として、こうした地域に対して一定の評価もなく、また、分別排出意識の高さや排出努力において地域間格差が続いていることは望ましいことではないと考えています。

適正分別排出に取り組む地域の維持・拡大、かつ町民・事業者が適正に分別排出するように働きかけるために、年間を通して、特に適正分別できた地域・町内会・事業者等を報奨する制度の導入について検討します。

7-3 中間処理計画

排出されたごみの中間処理は現行処理を継続します。各施設においては、搬入から処理に至るまでの適正な運営と維持管理に努めます。

1 資源化処理

分別収集、拠点回収で回収した資源物については、「資源リサイクルセンター」で資源化処理し、製品はリサイクル業者に引き渡します。

表 7-3-1 資源物の資源化目標

(単位：t/年)

品 目		現状 2017年度 (平成29)	中間目標 2023年度 (平成35)	目標年次 2028年度 (平成40)
搬入量合計		1,309.11	965.00	884.00
資源化量	びん	116.53	88.28	80.87
	缶	91.06	69.99	63.20
	ペットボトル	52.81	40.01	36.65
	プラスチック	158.08	119.76	109.71
	紙	465.83	352.91	323.29
	金属類	33.91	25.69	23.53
	布	21.11	15.99	14.65
	木	88.99	66.66	61.07
	その他	199.94	151.48	138.76
資源化量合計		1,227.26	929.78	851.73

※推計時の搬入量は、実績と異なり、炭にできるごみ等からの資源を含まず、拠点回収を含む。

※推計時の区分別資源化量は、最新実績の各資源化量の資源化量合計に対する割合で按分。

2 堆肥化処理

生ごみについては、堆肥化施設（エコソイルセンター）において、下水道汚泥・し尿汚泥と合わせて堆肥化処理し、製品として出荷します。

表 7-3-2 生ごみの堆肥化目標

(単位：t/年)

品 目	現状 2017年度 (平成29)	中間目標 2023年度 (平成35)	目標年次 2028年度 (平成40)
生ごみ搬入量	871.86	804.4	－
堆肥出荷量	53.55	49.4	－

※推計時の堆肥出荷量は、最新実績の生ごみ搬入量に対する割合より算出。

7-4 最終処分計画

1 今後の最終処分方法

現行処理を継続し、炭にできないごみ、粗大ごみ、炭化処理での処理不適物を埋立処分しますが、目標年次においては焼却処理の広域化が想定されるため「燃やせないごみ」が埋め立てられることになります。最終処分場の延命化を図るため、減量・資源化推進によって埋立ごみ減量を推進し、これらを破碎処理し、容積を減容化します。これによって、計画期間での現最終処分場の容量確保を目指します。

表 7-4-1 最終処分目標

区 分		現状 2017年度 (平成29)	中間目標 2023年度 (平成35)	目標年次 2028年度 (平成40)
埋立ごみ 重量 (t/年)	炭にできないごみ	418.96	696.0	-
	燃やせないごみ	-	-	148.7
	炭にできるごみ	18.61	-	-
	粗大ごみ	23.51	20.0	18.0
	資源化処理残渣	103.67	35.2	32.3
	処理不適物(炭化)	0.00	368.4	-
	焼却残渣	-	-	233.1
		255.71	1,119.6	432.1
埋立容量 (m ³ /年)	埋立ごみ	219	959	370
	覆土	0	158	61
		219	1,118	431
残余容積(m ³)	外部委託焼却残渣含む	9,410	2,418	180
	現行の処理体制を維持		6,244	4,006

※推計時の覆土容量について、広域化計画では、炭化処理が継続されているものとして最終処分量を算出しているため、炭化処理を行っていた2013年度(平成25年度)の覆土係数実績(最終処分容量に対する覆土容量の割合)を用いて算出しています。

※残余容積目標値は広域化処理を前提とした推計値であり、広域化処理が開始される前の平成30年度～平成35年度の推計については現在外部処理委託している焼却残渣についても埋立容量に含めた数値として算出しています。上記期間についても現在の処理体制が維持され、埋立容量が同値で推移すると仮定した場合の目標年次における残余容積は4,006(m³)となり、十分な容積が確保できるものと予想されます。なお、残余容積については、最終覆土(及び中間覆土)を考慮していません。

2 将来の最終処分場整備

将来、埋立終了後には、新たな最終処分場の整備が必要となります。本計画で定めた埋立目標を達成する場合、最終処分場での埋立可能年数は少なくとも今後10年～20年を確保可能と推定されます。

7-5 その他の計画

1 適正処理困難物への対応

本町で収集・処理できないごみは、現在と同じく以下の品目とし、販売店や処理業者へ処理を依頼するか排出者自らの責任で適正処理することとします。

表 7-5-1 本町の適正処理困難物（再掲）

区分	品目	処理方法
ごみステーションに出せないもの、粗大ごみ収集で扱えないもの	・事業系一般廃棄物 ・家庭で一時的に多量に発生したごみ（引っ越しや大掃除で出たごみ） ・発火性のある火薬類 ・収集作業員がもてない重量の粗大ごみ ・収集車に積み込みできない大きさの粗大ごみ ・ペットの死体	・自己搬入 ・収集運搬許可業者へ処理を依頼(有料)
町で収集も処理もできないもの（排出禁止物）	・自動車、オートバイ、スクーター、その他エンジン付の機械及びその部品	・販売店 ・処理業者へ依頼
	・タイヤ、ホイール（自転車は除く）	・販売店に依頼
	・バッテリー	・販売店に依頼
	・スプリング入りマットレス	・販売店に依頼
	・ガスボンベ	・販売店に依頼
	・消火器	・処理業者へ依頼
	・ドラム缶	・処理業者へ依頼
	・農薬、劇薬とその容器	・処理業者へ依頼
	・薬品類（アンモニア等）	・処理業者へ依頼
	・医療廃棄物（注射針、感染性廃棄物など）	・かかりつけの病院へ依頼
	・ボイラー（温水器含む）	・処理業者へ依頼
	・灯油タンク（容量91リットル以上）	・処理業者へ依頼
	・ピアノ	・販売店に依頼
	・がれき類（コンクリート、ブロック、レンガ、タイルなど）	・処理業者へ依頼
	・石（砂利、墓石、漬物石、庭石など）	・処理業者へ依頼
	・土砂（ペット排泄用除く）	・処理業者へ依頼
	・仏壇	・処理業者へ依頼
	・ビリヤード台、電動麻雀卓、パチンコ台、パチスロ台、ボウリングボール	・処理業者へ依頼
	・耐火金庫	・処理業者へ依頼
	・システムキッチン	・処理業者へ依頼
家電リサイクル対象	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	・塵芥処理場へ自己搬入 ・収集運搬許可業者へ処理を依頼(有料)

2 不法投棄への対応

山林や公道等への不法投棄を防止するため、町内会や警察と連携した監視・パトロールのほか、全町一斉清掃など地域の環境美化運動への取り組みを今後も継続します。

3 災害廃棄物への対応

地震等の災害時に発生する廃棄物の処理については、「災害廃棄物対策指針（平成24年度案 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」及び「水害廃棄物対策指針（平成17年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に定める基本的事項のほか、本町が定めた「栗山町地域防災計画」に示されている下記の方法で対応します。

「栗山町地域防災計画」より「廃棄物処理等計画」を抜粋

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り・死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物の処理」という。）の業務は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 地域住民の協力を得て、町長（民生対策部環境対策班）が実施するものとするが、町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- 2 死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは町長（産業対策部農林班）が実施するものとする。
- 3 逸走犬の処理は、町長（民生対策部環境対策班）が行うものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

第3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。但し、死亡獣畜取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、空知保健福祉事務所（岩見沢保健所）の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- 1 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- 2 移動できないものについては、空知保健福祉事務所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- 3 前記1及び2において埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

第2編

生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画 目次

第1章 計画策定の主旨	1
1-1 はじめに	1
1-2 生活排水の定義	1
1-3 本計画の位置づけ	2
1-4 計画策定期間	3
1-5 栗山町の総合計画	4
第2章 生活排水処理の現状	6
2-1 処理形態別人口	6
2-2 公共下水道	7
2-3 特定環境保全公共下水道	7
2-4 個別排水処理施設事業	7
第3章 生活排水処理計画	8
3-1 生活排水処理に係る理念・目標	8
3-2 生活排水処理施設整備の基本方針	8
3-3 計画処理区域	8
3-4 生活排水の処理主体	9
3-5 生活排水の処理計画	10
第4章 し尿・汚泥の処理計画	13
4-1 し尿・浄化槽汚泥処理の現況	13
4-2 し尿・浄化槽汚泥の排出状況	13
4-3 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し	13
4-4 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	14
第5章 その他の計画	15

第1章 計画策定の主旨

1-1 はじめに

栗山町（以下、本町といいます）は、2015(平成27)年3月に策定した「栗山町第6次総合計画」に基づき、豊かな自然を保全し、潤いのある生活環境づくりをめざして、自然と調和した町づくりを進めることとしています。

本町の生活排水は、市街地を中心に公共下水道で処理し、その他地域の一部は合併処理浄化槽により処理されていますが、今だに未処理のまま水路等に排出されている現状もあり、生活排水等が河川の水質汚濁に影響を及ぼしています。

このため、本町の夕張川支流の上流域の水質の保全と併せて、夕張川下流域への配慮等、本町の水環境に対する責任は重大となっています。

1-2 生活排水の定義

生活排水は、一般家庭から排出される汚水（し尿と生活雑排水）を示しており、工場排水、雨水、その他の特殊な排水は除かれます。

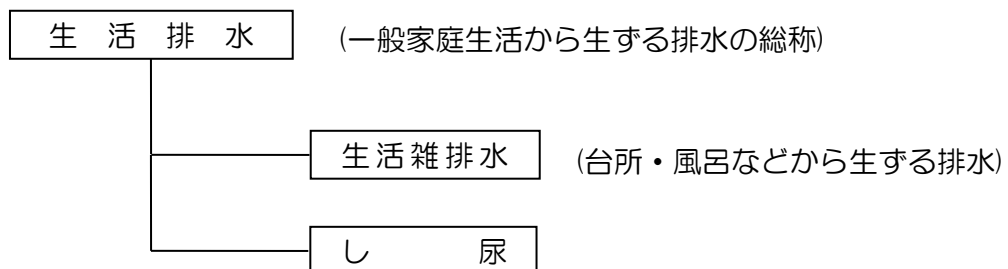


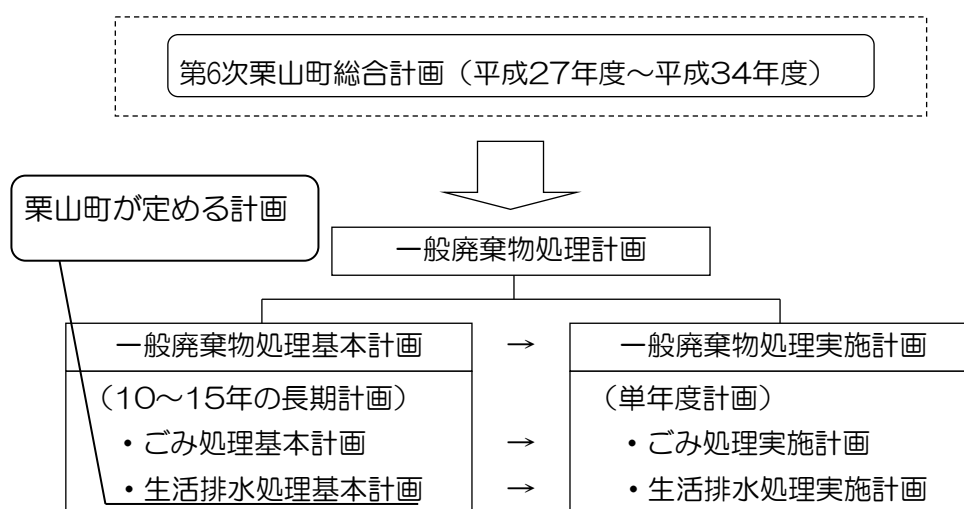
図 1-2-1 生活排水の定義

1-3 本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」の第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち、「生活排水処理基本計画」について定めるものです。

本計画は、10～15年の長期的視点に立った本町の生活排水処理基本方針を定めます。

また、一般廃棄物処理基本計画は市町村の基本構想に基づく計画のひとつとして位置づけられており、本計画は本町の今後の発展方向と展開すべき施策を明らかにし、計画的なまちづくりを進めるために策定された総合計画をふまえて策定します。



基本方針		生活排水処理の基本方針
目標年次		計画策定時より10～15年程度
一般廃棄物の排出状況		処理形態別人口の推移 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の排出量を推計する
一般廃棄物の処理主体		目標年次における一般廃棄物の種類別・処理の区分別に明らかにする
処理計画	生活排水処理 基本計画	① 生活排水の処理計画（処理の目標、生活排水を処理する区域及び人口等） ② し尿・汚泥の処理計画 ③ その他

図 1-3-1 本計画の位置づけ

1-4 計画策定期間

本計画は、策定年次を2018(平成30)年度、計画期間を2019(平成31)年度から2028(平成40)年度までの10年間とします。また、計画の見直し等を行うため、2023(平成35)年度を中間目標年次として設定します。

(参 考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

環整第233号 平成4年8月13日

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

第1 一般廃棄物に関する事項

1 一般廃棄物処理計画

- (1) 市町村は、一般廃棄物処理計画において、ごみ及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定すること。

なお、基本計画は、目標年次をおおむね10年から15年先に置いて、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。

年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
年度	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (平成32)	2021 (平成33)	2022 (平成34)	2023 (平成35)	2024 (平成36)	2025 (平成37)	2026 (平成38)	2027 (平成39)	2028 (平成40)
本計画	計画策定年次	長期における生活排水処理の基本的方向・事項									
						中間目標年次					計画目標年次

1-5 栗山町の総合計画

町の行政運営の基本方針を示す計画である「総合計画」では、生活排水処理に関して以下の目標値および事業を計画しています。

栗山町第6次総合計画（基本計画 第Ⅱ章改訂版）

1) 事業期間

○2015(平成27)年度～2022(平成34)年度の8年間

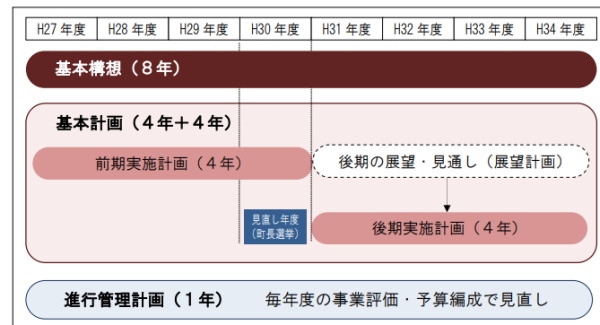


図 1-2 計画期間（栗山町第6次総合計画より抜粋）

2) 主な課題（抜粋）

○下水道管理センターの処理機能維持のため、老朽化した機器の更新が必要となっています。

3) 施策・主要事業（抜粋）

①公共下水道の維持

- 老朽化している機器の計画的な更新
- 個別排水処理施設整備事業の実施

表 1-5-1 主要事業（栗山町第6次総合計画より抜粋）

No.	計画事業	事業概要	担当課
148	老朽化した下水道施設を計画的に更新します。	更新時期を迎えた機器を計画的に更新	上下水道課
149	継立地区農業集落排水施設を公共下水道に統合します。	※前期で終了（事業完了）	上下水道課
150	個別排水処理施設整備を推進します。	町の管理による合併処理浄化槽の設置・維持の推進	上下水道課

第2章 生活排水処理の現状

本町の生活排水は、下水道の整備が完了した区域（以下「下水道処理区域」という。）では下水道、特定環境保全公共下水道、これら以外の下水道の整備が完了していない地区では、浄化槽による処理を進めています。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、下水道処理施設で処理を行っています。

2-1 処理形態別人口

処理形態別人口とは、計画処理区域内人口に対して下水道、特定環境保全公共下水道、浄化槽などの処理施設別の処理人口（水洗化人口）で整理したものです。

処理形態別人口のうち、下水道、特定環境保全公共下水道、浄化槽など水洗化され、かつ生活雑排水を処理している人口の計画処理区域内人口に対する割合が生活排水処理率として定義され、生活排水処理の指標として用いられます。

本町における生活排水の排出状況は次表のとおりであり、2017(平成29)年度において計画処理区域内人口11,923人のうち10,689人(89.7%)については生活排水の適正処理がなされています。

表 2-1-1 生活排水の処理形態別人口

(単位：人)

区 分	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
1 計画処理区域内人口	12,781	12,519	12,332	12,153	11,923
2 水洗化・生活雑排水処理人口	11,213	10,982	10,871	10,776	10,689
(1) 合併処理浄化槽	1,171	1,139	1,143	1,149	1,186
(2) 公共下水道	9,181	8,980	8,878	8,795	8,692
(3) 特定環境保全公共下水道	861	863	850	832	811
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	163	173	145	113	116
4 非水洗化人口	1,405	1,364	1,316	1,264	1,118
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
(生活排水処理率)	87.7%	87.7%	88.2%	88.7%	89.7%

※農業集落排水施設の継立、日出地区は平成28年度より下水道管理センターに接続し、新たに特定環境保全公共下水道として事業開始をしている。

2-2 公共下水道

公共下水道については、1982(昭和57)年度から整備事業を行い、1990(平成2)年度から供用開始され、2009(平成21)年度第8次下水道事業変更認可において、処理人口及び面積の適正な見直しを行い、2017(平成29)年度時点の下水道処理人口比率は約79%です。事業期間は、2022(平成34)年度までを設定しています。

2-3 特定環境保全公共下水道（旧農業集落排水施設）

農業集落排水施設については、1988(昭和63)年度から角田地区の整備事業を行い、1991(平成3)年度から供用開始されました。

また、継立・日出地区の整備事業は、1991(平成3)年度から行ない、1997(平成9)年度から供用開始され、2017(平成29)年度時点の農業集落排水処理人口比率は約7%であり、2003(平成15年度)に整備事業を終了しています。

尚、角田地区は、2012(平成24年度)から事業の統廃合により、公共下水道地区に編入しました。更に、継立、日出地区は、2016(平成28年度)から公共下水道の処理場へ接続し、新たに特定環境保全公共下水道として事業開始しました。事業期間は2022(平成34)年度までを設定しています。

2-4 個別排水処理施設事業（合併処理浄化槽）

合併処理浄化槽施設整備については、1993(平成5)年度より整備を開始し、2017(平成29)年度時点の浄化槽処理人口比率は約11%です。合併処理浄化槽事業は、国・道の補助を受け実施していましたが、2017(平成29)年度より個別排水処理事業に移行し、整備の実施しています。現在は、2018(平成31)年度～2022(平成35)年度を計画期間として設定しています。

第3章 生活排水処理計画

3-1 生活排水処理に係る理念・目標

本町では、近年になって特に生活排水による水質汚濁が自然環境の保全と相まって問題となっており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになっていきます。

このようなことから、河川の自浄機能の復元と生活排水の適切な処理が重要であり、町民に対する生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善はもとより、流れる水に清流がよみがえり、蛍が飛び交う澄んだ川に子ども達が安心して水辺を楽しむ親水環境の復活をめざすものとしします。

3-2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、2015(平成27)年策定「栗山町第6次総合計画」の基本構想を受け、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととししますが、生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとしします。なお、計画処理区域を栗山町全地域としします。

- ①栗山市街地及び集落は、集合型処理施設を整備する。このため市街地及び集落は公共下水道により処理する。
- ②集落の形態をなしていない分散して立地している家屋については、各戸毎の合併処理浄化槽により処理する。
- ③単独処理浄化槽を設置している家庭及び事業所は、生活排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、その規模に応じた合併処理浄化槽への転換を指導する。
- ④非水洗化世帯のくみ取り尿、及び単独処理浄化槽・合併処理浄化槽汚泥は、公共下水道処理施設により、処理するものとする。

3-3 計画処理区域

生活排水処理基本計画の計画処理区域は、行政区域全域(区域面積:20,393km²)としします。

3-4 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、下表のとおりとします。

表 3-4-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1)合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	栗山町、個人等
(2)特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	栗山町
(3)単独処理浄化槽	し尿	個人等
(4)公共下水道	し尿及び生活雑排水	栗山町
(5)汚泥等共同処理(公共下水道)	し尿及び浄化槽汚泥	栗山町

3-5 生活排水の処理計画

1 処理の目標

「基本方針」に掲げた理念・目標を達成するため、おおむね全ての生活排水を処理施設で処理することを目標とし、また町内の各地区の実情に対応した処理方式を採用するものとします。

表 3-5-1 生活排水処理目標

(単位：人)

区 分	現在 2017(平成29)年度	目標年次 2028(平成40)年度
1.計画処理区域内人口	11,923	9,942
2.水洗化・生活雑排水処理人口	10,689	9,130
3.生活排水処理率	89.7%	91.8%

表 3-5-2 生活排水の処理目標内訳

(単位：人)

区 分	現在 2017(平成29)年度	目標年次 2028(平成40)年度
1.計画処理区域内人口	11,923	9,942
2.水洗化・生活雑排水処理人口	10,689	9,130
(1)合併処理浄化槽	1,186	1,203
(2)公共下水道	8,692	7,251
(3)特定環境保全公共下水道	811	676
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	116	0
4.非水洗化人口	1,118	812
5.計画処理区域外人口	0	0

2 生活排水を処理する区域および人口等

(1) 処理区域

本町が、合併処理浄化槽、公共下水道、特定環境保全公共下水道を整備していく地区については、地区の特性、周辺環境、地域の要望等から区域を定め、処理方法は地区の生活形態並びに地区の要求度から処理方法を定めました。

すでに整備された地区及び定められた地区は、その計画どおりとしました。これらに基づき、生活排水を処理する区域及び人口等について、現在の状況及び目標年度における状況を「栗山町生活排水処理計画図」で示します。

(2) 計画処理区域内人口

将来人口は、「国立社会保障・人口問題研究所（社人研）」がコーホート要因法で推定した「日本の地域別将来人口（平成24年推計）」の数値を用います。

(3) 処理形態別人口の推計結果

生活排水処理率は今後も概ね一定に推移するものとし、処理形態別人口を以下のように推計します。

表 3-5-3 処理形態別人口推計

(単位：人)

区 分	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)	2022年度 (平成34)	2023年度 (平成35)
1計画処理区域内人口	11,744	11,569	11,395	11,213	11,031	10,848
2水洗化・生活雑排水処理人口	10,550	10,417	10,281	10,140	9,997	9,853
(1) 合併処理浄化槽	1,186	1,192	1,196	1,200	1,202	1,204
(2) 下水道	8,566	8,438	8,311	8,178	8,045	7,912
(3) 特定環境保全公共下水道	798	787	774	762	750	737
3水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	106	93	80	67	55	43
4非水洗化人口	1,088	1,059	1,034	1,006	979	952
5計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0
区 分	2024年度 (平成36)	2025年度 (平成37)	2026年度 (平成38)	2027年度 (平成39)	2028年度 (平成40)	
1計画処理区域内人口	10,666	10,484	10,303	10,122	9,942	
2水洗化・生活雑排水処理人口	9,709	9,565	9,420	9,275	9,130	
(1) 合併処理浄化槽	1,205	1,206	1,205	1,205	1,203	
(2) 下水道	7,779	7,646	7,515	7,382	7,251	
(3) 特定環境保全公共下水道	725	713	700	688	676	
3水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	32	21	10	0	0	
4非水洗化人口	925	898	873	847	812	
5計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	

3 施設及びその整備計画の概要

合併処理浄化槽、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備計画概要を下表に示します。

表 3-5-4 施設及びその整備計画の概要

施設名	計画処理区域	計画処理人口 (定住人口)	整備予定年度
合併処理浄化槽	公共下水道、特定環境保全公共 下水道計画処理区域を除く本町全 域を対象	1,680人	平成5年度～ 平成35年度
公共下水道	都市計画区域	9,600人	昭和57年度～ 平成34年度
特定環境保全公共 下水道	継立・日出地区	1,200人	平成4年度～ 平成34年度

第4章 し尿・汚泥の処理計画

4-1 し尿・浄化槽汚泥処理の現況

本町のし尿の収集・運搬及び、浄化槽汚泥の収集・運搬については許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施しています。また、本町のし尿及び浄化槽汚泥は、2001(平成13)年より公共下水道処理施設で処理しています。

4-2 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

し尿・浄化槽汚泥排出状況を下表に示します。

表 4-2-1 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

(単位：kℓ/年)

区 分	2013年度 (平成25)	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)
し尿量	2,901	1,198	1,080	1,070	1,076
浄化槽汚泥量		1,628	1,518	1,606	1,352
農業集落排水施設汚泥量	76	72	15	0	0
合計	2,977	2,898	2,613	2,676	2,428

※農業集落排水施設汚泥量については、2016(平成28)年度以降公共下水に統合となりました。

4-3 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し

各排出量は、前年度に対する処理形態別人口の変動率を前年度排出量に乗じて算定します。し尿は非水洗化人口、単独処理浄化槽汚泥は水洗化・生活雑排水未処理人口、合併処理浄化槽汚泥は浄化槽人口とします。

表 4-3-1 し尿・浄化槽汚泥排出量の推計

(単位：kℓ/年)

区 分	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021年度 (平成33)	2022年度 (平成34)	2023年度 (平成35)
し尿量	1,048	1,023	996	969	943	920
浄化槽汚泥量	1,335	1,327	1,309	1,296	1,282	1,271
農業集落排水施設汚泥量	0	0	0	0	0	0
合計	2,383	2,350	2,305	2,265	2,225	2,191
区 分	2024年度 (平成36)	2025年度 (平成37)	2026年度 (平成38)	2027年度 (平成39)	2028年度 (平成40)	
し尿量	891	865	841	818	782	
浄化槽汚泥量	1,253	1,293	1,223	1,212	1,200	
農業集落排水施設汚泥量	0	0	0	0	0	
合計	2,144	2,104	2,064	2,030	1,982	

4-4 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、現在の形態で実施するものとし、最終処理については、公共下水道処理施設により処理します。

なお、公共下水道処理場から発生する汚泥については、2004(平成16)年度より生ゴミと下水道汚泥を原料としたコンポスト化処理事業を開始し、最終的に廃棄有機物の農地還元を実現しており、今後も継続していきます。

第5章 その他の計画

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

特に、台所での対策等、家庭でできる対策については、地域ごとの集会等を通じて周知徹底を図るものとします。

また、浄化槽については、定期的な保守点検・清掃及び定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めます。